

地代論の再構成(下)

—— 独占地代と絶対地代 ——

青 才 高 志

目 次

はじめに

第一節 地代の諸形態

第二節 絶対地代成立の基本構造

第三節 土地所有の力の限界

——以上、本誌第31号。以下、前稿と略記——

第四節 独占地代

A. 独占地代はいかに規定されるべきか

B. 独占地代の諸形態

補論 I 新澤嘉芽統氏の見解

第五節 絶対地代をめぐる論争に関連して

補論 II 投資単位の問題に関連して

従来の独占地代規定においては、その価格がいくら上昇しようと追加供給が不可能な「極上質のぶどう」の生産の場合には独占地代が成立する等、独占地代が、「土地所有の力」と関係のない地代として、その意味では、差額地代的に把握されている。本稿第四節では、この独占地代概念を批判し、独占地代とは、意図的・人為的な（それ故に、独占的な）「土地所有の力」の発揮によって成立するものであることを明らかにする。それは、同時に、マルクスの独占地代規定、市場価格が価値以上になった場合の地代という誤りの内に表出された真理を、救うことになるだろう。

(1) マルクスからの引用・参照に際しては、下記のように略記する。

『剩余価値学説史』、Werke 版……Th. I・II・III, S.——。

『資本論』、Werke 版……K. I・II・III, S.——。

なお、現行版『資本論』第三巻とマルクスの第三部主要草稿とが異なる場合には、MEGA 当該部分

第五節では、大内・日高両氏間の絶対地代をめぐる論争を追うことによって、前稿で説いた絶対地代成立機構のなお一層の明確化を計る。なお、この節を第四節の独占地代論の後に置いたのもそのためだが、そこでは、要求地代分だけ市場価格が「押し上げ」されることによって絶対地代が成立するという通説的な絶対地代論は、実は、独占地代の一形態、それも、その存立の現実的可能性の薄いそれに関する規定でしかないということを明らかにすることになるだろう。また、そこでは、同時に、前稿での筆者の絶対地代把握の場合の諸前提、すなわち、①借地期間の存在の重視、②土地所有者の間の地代要求のバラツキの想定、③社会的欲望の大きさとしての需要「力」と、価格との相関によって変化する需要「量」との区別、④「実際の地代」と「地代に転化すべき超過利潤」との区別、等の意義を、再確認することになるだろう⁽¹⁾。

第四節 独占地代

独占地代は、マルクスが「〔それに立脚して独占地代が成立する〕独占地代の考察は、市場価格の現実的運動を研究する競争論に属する」(K. III, S.772)として、『資本論』の考察

(MEGA, II-4.2) を参照し、その旨を追記した。ただし、当面の内容理解にかかると思える異同に関しては、その限りではない。

引用文中の筆者の挿入・追記等は、[……] で表示する。また、引用文中のそれも含め、強調符は、全て筆者が付したものである。

範囲から除外したこともあるってか、それを正面から問題にした論考は数少ない。また、マルクスの、価値と生産価格との差額またはその一部という絶対地代規定との関連で与えられた規定、即ち、市場価格が価値以上になった場合に成立する地代という独占地代規定を拒否する論者の多くは、「極上質のぶどう」を産する土地に成立するような地代は独占地代であるというマルクスの規定(参照、K. III, S.783-4)については是認しているが、その場合の独占地代の成立の機制については、充分究められているとは言えない。以下、絶対地代との区別・関連をにらみつつ、独占地代の概念内容を明らかにしていこう。

A. 独占地代はいかに規定されるべきか

(1) マルクスは、独占地代を常に、彼の絶対地代規定との関連において問題にしている。絶対地代を価値と生産価格との差額またはその一部と規定することとの対比で、市場価格が価値以上になった場合には、絶対地代ではなく独占地代が成立すると言っている。例えば、『剩余価値学説史』で、初めて明確に、市場価格が価値以上になる場合を問題として、次のように言っている。

引用A (Th. II, S.330-1, 但し, (1)等の内容区分は青才)

「(1)土地所有が、生産物がその費用価格〔後の生産価格〕よりも高くその価値どおりに売られるようにする力を与えるのだとすれば、なぜそれは同じように、生産物がその価値よりも高くしたがって任意の(willkür)な独占価格で売られるようにする力を与えないのであろうか? (2)外部との穀物取引のない小島でならば、穀物や食料品は、他の生産物とも同様に、無条件に独占価格で売られることもできるであろう。言い換えれば需要すなわち支払能力のある需要の状態にのみ制限される価格で売られることもできるであろう。……。」

このような例外——それはヨーロッパ諸国では問題とならないのであって、イギリンドには

おいてさえも豊饒な土地の大きな部分は、他の部分の価値を高めるために、人為的 künstlich に農業から、およそ市場から、引き上げられているのである——このような例外を別とすれば、(3)土地所有は、ただ諸資本間の競争が諸商品の価値〔マルクスは価格と書いて後に価値と訂正〕の規定を変更するかぎりでのみ、諸資本の行動に、それらの競争に影響を及ぼし、それを麻痺させることができるのである。価値の費用価格〔後の生産価格〕への転化は、ただ資本制的生産の発展の帰結であり結果でしかないのである。本源的なもの(平均についての)は、諸商品が価値どおりに売られるということである。このことからの偏差が農業では土地所有によって妨げられるのである。」

ここで述べられている絶対地代の規定、すなわち、価値の生産価格への転化が「土地所有によって妨げられる」場合には絶対地代が成立する、という規定は、大内・日高両氏が述べたとおり、けっして支持しうるものではない。引用Aの(3)で述べられている価値の生産価格への転化論、すなわち、「本源的」には「価値どおり」の売買がなされており、それが「諸資本間の競争」を通じて生産価格に転化するという論(高須賀義博氏の用語法では、競争転化論)そのものが、成立しえない謬見だからである。それ故に、その絶対地代との対比において与えられた独占地代規定——ここでマルクスは、独占地代とはいっていないが、マルクスの他の箇所での叙述からして、独占地代を問題にしていると考えられる——も、支持しうるものではない。価値と生産価格とは、同一レベルで量的に比較することができるような関係にはないという本質的な問題を度外視し、たとえ量的に比較可能と考えたにしろ、市場価格が価値以下だと絶対地代、価値以上だと独占地代だというような規定、価値が何らかの意味で絶対地代と独占地代とを分かつ「クギリ」をなすというような見解は、大内・日高両氏が述べたとおり、成立しようがないからである。

だが、マルクスが、この誤りの内で述べてい

る以下の点には、注意する必要がある。マルクスは、市場価格が価値以上となるのは「例外」と考え、その文脈のなかではあるが、「外部との穀物取引のない小島」の例、「イングランドにおける」土地の市場からの「人為的 künstlich」引き上げ、を問題としている。勿論、そのような場合には、市場価格は価値以上になるというような議論が成立する訳ではない。また、「イングランド」の例、すなわち、「豊饒な土地の大きな部分（を）、他の部分の価値を高めるために、人為的 künstlich に農業から、およそ市場から、引き上げらる」ということが、はたして可能かどうかかも問題にされてよい。だが、なんらかの、「人為的な」⁽²⁾制限、意図的な制限によって、絶対地代とは異なる特殊な地代が成立するのではないかというマルクスの嗅覚そのものは、正しいのではなかろうか。それは、個々の土地所有者の個別的な地代要求故の耕作拒否によって、結果的に、それ故非意図的に、供給が制限される場合に成立する絶対地代とは、その成立要件を異にしているからである。以下、この点を伏線として触れるだけで（本節〔4〕で詳論），先に進もう。

〔2〕マルクスは『資本論』第三巻第46章において、独占地代を二つに分け次のように述べている。

引用 B (K. III, S. 783-4, MEGA, S.717)。ただし、(1)等の内容区分は、青才。

「ここで区別しなければならないのは、(1)地代にはかかわりなく生産物または土地そのものの独占地格〔マルクス原文では、Monopol-

(2) 前稿でもそうだったが（参照、18頁、註(6)），筆者は、「人為的」という用語と、「人為による」という用語を区別して用いている。「人為的」という用語には、単に「人」の行「為」によって、という意味だけではなく、意図的に、企んで、というニュアンスがあり、意図的に市場価格を上昇させようとして耕作拒否をしている訳ではなく、単により大なる地代を求め、その地代要求が高すぎる所以結局借手が見つからず、結果的に耕作がなされず供給が制限される場合に成立する絶対地代の場合には、「人為的」制限という用語は適当ではない。それ故に、「人為的」制限という用語は、まさに、意図的・企図的制限が問題となる独占地代の場合

preiß der Produkte (oder des Bodens selbst)，それ故に、文法的には訳のままでよいが、マルクスとしては、生産物の独占地格（または土地そのものの独占），という意識でそう書いた可能性がある] が存在するので地代が独占地格から流出するのか、(2)それとも、地代が存在するから生産物が独占地格で売られるのか、ということである。(3)われわれが独占地格と言うのは、一般に次のような価格のことである。すなわち、生産物の一般的な生産価格によって規定される価格にも生産物の価値によって規定される価格にもかかわりなく、ただ買い手の購買欲と支払い能力だけによって規定されている価格のことである。(4) [この後に、マルクス原文では、Z.B. 例えば、と書かれている⁽³⁾] まったく特別な品質のぶどう、一般に比較的少量しか生産されないぶどうを生産するぶどう山は、独占地格を生む。この独占地格が生産物の価値を越える超過分はただ上流のぶどう酒愛飲家の富や嗜好だけによって規定されているのであるが、ぶどう栽培者はこの独占地格によって大きな超過利潤を実現するであろう。ここでは独占地格から流出するこの超過利潤は、地代に転化して地代という形で土地所有者の手にはいるのであるが、それは、地球のなかでも特別の性質をそなえたこの部分にたいする彼の所有権によるものである。だから、この場合には独占地格が地代を生み出すのである〔この一文はエンゲルスの加筆挿入〕。(5)これとは反対に地代が独占地格を生み出るのは、土地所有者が不耕作地での無地代の投資に制限を加える結果として穀物がその生産価

に限って用いることとする。そして、「人為による」制限という用語は、絶対地代・独占地代双方に共通する、自然的制限ではなく、人の行為による制限、という意味で使用することとする。

(3) この「例えば」という語句を重視すると、マルクスは、「特別の品質のぶどう」は、単なる一つの例で、その他、「特別の品質の」梨・米等の場合は勿論、さらには、引用A(2)の「穀物取引のない小島」の場合、「イングランドの土地の人為的な引き上げ」の場合にも、「地代が独占地格から流出する」と考えていたと、読み込むこともできる。

格よりも高く売られるだけではなくその価値よりも高く売られるような場合である。」

一応は、(2)(5)の絶対地代と同じ機構によって市場価格が価値以上になる場合を、この叙述以後、「絶対地代は、生産物の価値のうち生産物の生産価格を越える超過分の実現されたものか、生産物の価値を超過する独占価格を想定する……」(K. III, S.813)とも言っていることからして、マルクスは絶対地代と考えている、別の箇所での「本来の独占価格にもとづく地代」(K. III, S.773等)という独占地代の規定からして、(1)(4)の「独占価格から流出する」「地代」のみを、「特別な品質のぶどう」等の場合のみを、独占地代と規定していると、読むことも可能である。だが、これらの文章以後にマルクスが執筆したと推定される箇所でも、「いろいろな生産部面での剩余価値の平均利潤への平均化が、人為的または自然的な独占、またことに土地所有の独占という障害にぶつかって、そのために、独占の作用を受ける商品の生産価格をも価値をも越えるような独占価格が可能になるとしても、云々」(K. III, S.868-9)といっていることから言っても、また、そのような「独占価格」との関連において「独占地代」を問題にしている(K. III, S.840-1⁽⁴⁾)ことから言っても、そう断言することはできない。

だが、「マルクス解釈」としてではなく、マルクス批判を踏まえての自説の主張としては、一つの成立しうる見解である。(2)(5)では、「土地所有が不耕作地での無地代の投資に制限を加える結果として云々」という叙述から言っても明らかのように、マルクスは、絶対地代成立の場合と同様の投資制限のことを問題にしている。この独占地代規定は、投資制限による市場価格の上昇が価値以下か価値以上かということが問題になりえない以上否定されるべきものでしかない。そして、そのことから、価値が「クギ

(4) 因みに、マルクス自身が独占地代 Monopolrente という用語自体を使用しているのは、管見の限りでは、奇異なことに、ここのみである。

リ」となって絶対地代と独占地代との区別がなされるというマルクスの見解を是としない諸論者は、(1)(4)の「特別な品質のぶどう」のケースを独占地代と規定する——勿論、その際、「価値を越える」という部分を抜いて——ことになったのだろう。だが、問題はなお残っている。(1)(4)の独占地代規定では、ぶどうまたはぶどう酒の独占価格が問題となる。マルクスの場合には、生産価格は勿論価値以上という独占価格概念があるが故に、その誤りの内では、ぶどう等を独占価格と呼ぶ意味はある。だが、そのマルクスの独占価格概念を否定した時、ぶどう等はいかなる概念内容において独占価格と規定されるのだろうか。また、(2)(5)の独占地代規定を否定し——それ自体は正しいが——、その否定は同時に、「土地所有が……投資に制限を加える結果として」独占地代が成立するということ全体の否定を意味すると誤り解されると、「独占価格から流出する」「地代」は、いわゆる「土地所有の力」とは関係のない地代、その意味では差額地代的なものとなってしまうが、それをなおかつ独占地代と規定する意味は一体どこにあるというのだろうか。そこにおいて、「独占」はいかなる意味で問題となるというのであろうか。

以下、その点に関しての、検討に移ろう。

[3] 「特別な品質のぶどう」の場合には独占地代が成立するとする論者は数多い。だが、いかなる意味でそう規定すべきかを論じた論者は数少ない。以下、最も詳しくその点について論じていると思える日高氏の見解を取り上げて検討しよう。〔以下の論述は、以前に公表した拙稿「独占地代について——絶対地代論をにらみつつ——」(山口・平林編『マルクス経済学・方法と理論』(日高還暦論文集), 時潮社, 1984年) で述べたことの詳論・体系的展開という性格を持つ。〕

日高氏は、独占地代について次のように規定している。「極上質のぶどうがある土地にしか生産できないものとしよう。このぶどうの市場価格は競争による作用を受けず、単に支払能力

のある需要だけで規定されるような独占価格となるであろう。そしてこの独占価格はぶどうの個別の生産価格より高く、超過利潤は地代として土地所有者に引き渡されるのであって、これが独占地代である。」⁽⁵⁾と。

マルクスは、絶対地代と独占地代との区別を、市場価格の生産価格以上への上昇の程度の区別として、すなわち、前者は市場価格が価値以下、後者は市場価格が価値以上という形で、対比的に与えていた。マルクスの絶対地代と独占地代との区別を批判する論者も、その批判対象に規定され、「市場価格の生産価格以上への上昇」の程度における区別という意味では、同じ視角からの区別を与えていた。絶対地代の場合には、市場価格の上昇には上限があり、市場価格は、既耕作地への追加投資の個別の生産価格以上（および、一部の論者の場合にはそれに加え、次の劣等地への第一次投資の個別の生産価格＋そこでの要求地代額以上）には上昇しえない。それに対し、独占地代の場合には、追加供給が絶対的に制限されているので、上限はなく、「市場価格は競争による作用を受けず、単に支払能力のある需要だけで規定されるような独占価格となる」と。すなわち、マルクスの市場価格の上昇が価値以下か以上かと区別に代えて、市場価格の上昇の上限の有無という区別を与えているのである。前者の絶対地代の場合も、前稿で述べたように（50-7頁）、既耕作地の追加投資は市場価格の上昇を制限することは確かにとしても、必ずしもこれ以上は上昇しないという上限を与える訳ではない。だが、ここでの議論において問題となるのは、「極上質のぶどう」の場合には、市場価格の上昇には上限がないということことが本当に言えるのかという点にある。上限がないとする理由は、市場価格がどれほど上昇しようと「自然的制限性」の故に追加供給はなされないという点に求められている訳だが、その追加供給はなされないということが、本当

に言えるのかという点にある。

春田素夫氏は、この点に関連し、「たとえば葡萄の粒がどれほど（たとえばダイヤモンドよりも）高価になっても、絶対に新規投資の余地はないというような条件でもおかなかぎり、それまでに展開されてきた地代規定〔差額地代と絶対地代、さらには、日高氏の過渡的差額地代……青才〕の埒外に出る性格のものであるかどうかは疑わしい」⁽⁶⁾と問題を提起している。まことにもっともな疑問である（私事に属することだが、筆者自身の独占地論の出発点は、この春田氏の問題提起にある。）。

「新規投資の余地」としては、不耕作地への第一次投資と既耕作地への追加投資が考えられる。不耕作地の耕作に関しては、日高氏等は、「極上質のぶどうがある土地にしか生産できない」と想定しているのだから、それは不可能だというだろう。だが、「極上質のぶどう」がロマネ・コンティ家のぶどう山で作られるとして、その1センチ隣の土地では、使用価値的に同質のぶどうは本当にできないのだろうか。この批判に対しては、いや、物理的に同質のぶどうができたとしても、ロマネ・コンティ家のぶどう山で作られたのではないのだから、それは「極上質のぶどう」とは社会的にはみなされない、ロマネ・コンティ家のぶどう山以外で作られたにもかかわらず「極上質のぶどう」だと言って売る（または、ぶどう酒に加工して売る）としたら、それは詐欺だ、という反論が予想される。筆者も、この反論の妥当性を認めたい。だが、その場合には、この「極上質のぶどう」の追加供給は、ロマネ・コンティ家のぶどう山でしか「極上質のぶどう」はできないという社会的通念（または幻想）、または、ロマネ・コンティ家のぶどう山で作られたぶどうしか「極上質のぶどう」と呼んではならないという商標・ブランドによって、使用価値的には同じぶどうが供給されたとしても、それは問題となっている

(5) 日高普,『経済原論』,有斐閣,1983年,210頁。以下,『日高原論』と略記する。

(6) 春田素夫「第IX章 地代」(大内・桜井・山口編『資本論研究入門』,東京大学出版会,1976年),286頁

「極上質のぶどう」の供給だとはみなされないという形で「人為的に」制限されているのであって、日高氏等がそう想定している、「極上質のぶどう」と同一使用価値のぶどうの追加供給は「自然的制限性」の故に市場価格がいくら上昇しようとなされないという場合とは、その性質を異にしている。「極上質のぶどう」の追加供給が幻想・商標によって制限されている場合には、その「極上質のぶどう」は独占価格となり、その独占価格故の超過利潤が地代に転化するならば、それは独占地代となる、私のいう「シャンパン型独占地代」となる。だが、その場合に、「極上質のぶどう」の価格を独占価格と規定するのは、幻想・商標という形での人為的な供給制限によってロマネ・コンティ家が「極上質のぶどう」の供給を独占しているが故にであって、日高氏等がそう想定しているように、人為的な供給制限がないにもかかわらず「極上質のぶどう」の追加供給そのものが「自然的制限性」の故に不可能なのでその価格上昇には「上限」がないという点をもって、それを独占価格と規定している訳ではない。

百歩譲って、「極上質のぶどうはある土地にしか生産できない」という想定、すなわち、その価格がどれほど上昇しても新たな耕作拡大による同一使用価値のぶどうの追加供給是不可能だという想定を認めたとしても、なお、問題は残っている。もう一つの「新規投資の余地」、すなわち、既耕作地への追加投資による追加供給は本当に不可能なのだろうか。どれほど価格が上昇しても、春田氏の表現を借りれば「葡萄の粒が……ダイヤモンド……より高価になっても」追加投資による供給はなされないと想定することは果たして可能であろうか。なぜなら、それは、現在の1兆倍の投資がなされたとしてもぶどうは一粒も増えないと想定することを意味するが、そのような想定が果たして可能であろうか。追加投資の場合にはぶどうの品質が変わるという反論が予想される。だが、今問題にしているのは、現在の何倍もの投資（例えば、1兆倍の投資）がなされたとしても「極上質の

ぶどう」の追加供給は絶対にない（ぶどうは一粒も増えない）という想定の是非、その想定の存立可能性なのであって、その想定が成立するためには、以下のような非現実的な想定をした場合にでも、例えば、ロマネ・コンティ家のぶどう山の地上50メートル（1000メートルでもよい）のところにコンクリートで（大理石でもよいが）地所を作り、多大な費用をかけてもともとの地所と条件を同じくするように工夫し、ヘリコプターでぶどう栽培に通うと想定した場合にも、同じ品質のぶどうは一粒も増えない、と言えなければならないが、そう言うことは決してできないだろう。とすれば、極めて高価格にならないと追加供給がなされないとしても、価格が極めて高くなれば（投資額を天文学的に増大させても割に合うようになれば）追加投資がなされその「極上質のぶどう」の追加供給がなされる限りにおいて、この「極上質のぶどう」の場合に成立する地代も、日高氏のいうところの過渡的差額地代——価格が上昇して、より劣等な投資の個別の生産価格になるまでの過渡期に成立する地代——でしかないことになるだろう。

勿論、一つの想定であってみれば、現実的な存立可能性はないとしても、論理的可能性として、「たとえば葡萄の粒がどれほど（たとえばダイヤモンドより）高価になっても、絶対に新規投資の余地はないというような条件」（春田、同上）をおいて考えることはできる。だが、そう考えた場合にも、そこにおいて成立する地代は、決して、独占地代としての独自の規定性を有する地代ではない。なぜなら、それは、日高氏の過渡的差額地代とその成立機構が同じ地代、氏の過渡的差額地代と区別しえない地代でしかなく⁽⁷⁾、結局は、供給が自然的に制限されているが故に市場価格が最劣等投資の個別の生産価格以上になっている場合に成立する特殊な差額地代、概念的には日高氏の過渡的差額地代に包摂される地代、正確には、私のいう「特殊的差額地代」の一一種であるしかないからである（参照、前稿、17-8頁）。

[4] これまで、我々は、「極上質のぶどう」の場合の特殊性を、人為的な供給制限が問題になるという特殊性においてではなく、単にその使用価値の特殊性において問題にする限り、そこにおいて成立する地代は、差額地代的なものでしかないということを明らかにしてきた。この点は、従来の諸論者によっても気づかれている。例えば、綿谷赳夫氏は、「差額地代、およびその変種としての独占地代」とし、それに註記して、「たとえば極上質の葡萄が「買手の購買力と支払能力によってのみ規定される」独占地格を形成し、しかもこの質の葡萄を生産できる葡萄山が特定されているばあいに、生ずる地代」と言っている⁽⁸⁾。

独占地代が、差額地代的なもの、土地所有による投資制限とは関係ないものとして捉えられる時、そこで問題となる「独占地格」は、いかなる意味で「独占」価格だと規定されるのだろうか。日高氏の場合、それは、自然的制限性の故に追加供給が不可能だという点において、その意味で、「競争による作用を受け（ない）」（『日高原論』、210頁）という意味において、その規定されている。そして、現在追加供給が不可能だという点においては、過渡的差額地代の場合もそうであるが故に、論理的な首尾一貫性をもって、日高氏は、その場合にも、独占地代の場合の「完全なる独占地格」とは「価格の

(7) 私は、前掲拙稿「独占地代について」で、日高氏の展開に即してみても、結局、氏による独占地代と過渡的差額地代との区別は成立しないということを指摘した。以下、再録しておく。「日高氏の過渡的差額地代と独占地代との区別は、価格が現在以上に上昇した場合に追加供給がなされるかどうか」という後の事態によって振り返って与えられた区別でしかない、という点において問題を残している。詳論しよう。①価格上昇故の追加供給の有無が「後の事態」における区別だということは、その区別は、現在の地代成立機構には何ら関与しないということを意味している。事実、過渡的差額地代も、現在追加供給はないという点では、独占地代と同じ機構に基づいて成立しているのである。そもそも現在「ない」ものは地代成立機構にとっても「ない」のである。②たとえ市場価格が上昇すれば追加供給をしうる投資が存在したとしても、需要側の動向によってはそれ故市場価格の上昇度によっては、そ

上昇に上限が与えられる」という点で異なるが、また、「一時的ではあるが一種の独占地格になる」⁽⁹⁾としている。だが、われわれは、「独占」概念をこのような意味において使用すべきなのだろうか。

日高氏自身、『地代論研究』の独占地格を正面から問題にした箇所（IV絶対地代、C土地所有の独占、13土地生産物における独占とはなにか）の冒頭部分（382-3頁）において、次のように言っている。「生産価格を中心とする市場価格の場合は自由競争の結果としての価格であり、独占地格の場合はその排除の結果としての価格である。……独占されている商品はその資本の力で自由に供給を制限するために買手の購買欲と支払能力の与える利潤を最大限に確保することができる。」と。

注目すべきは、ここで日高氏は「資本の力」を問題にしているのだが、その場合には、「自由に供給を制限するために」「買手の購買力と支払能力」に規定された独占地格が成立するとしている点にある。すなわち、問題となっている資本家は、「利潤を最大限に確保」することを意図して、供給が実際に不可能な訳ではないにもかかわらず、人為的に「供給を制限」しているのである。この様な場合にこそ、意図的・人為的な供給制限によって、すなわち、独占地格の行動によって、市場価格が生産価格以上に

の投資は最後まで現実化しない場合もある。とした場合には、過渡的差額地代と独占地代とは「後の事態」によっても区別されないことになる。③もし「後の事態」によって現在の区別を与えられるとすれば、追加供給をしうる投資の絶対的不在故の独占地代が、後の土地改良・技術改良によって過渡的差額地代へと名義変更されることになる。それも、独占地代の過渡的差額地代への転化ではなく、独占地代と規定したのは誤りだったという形で名義変されることになる。」（249頁）

(8) 綿谷赳夫「地代論の展開と土地所有」、武田他編『資本論と帝国主義論（上）』、東京大学出版会、1970年、306、317頁)。

(9) 日高普、『地代論研究』、時潮社、1974年（初出1962年）、387頁。その他、386頁、388-9頁等における独占地格の使用例も参照。

なっている場合にこそ、その価格を「独占価格」と呼ぶべきであろう。

供給がある主体によって専らなされる時、その意味において「独占」されているとしても、もし彼が独占的行動を取らず可能な限り最大限の供給を行っているとすれば、彼が供給する商品の市場価格は生産価格を中心とした運動をすることになるだろう。需給の関係から一時的に「過渡的差額地代」的な超過利潤が生じたとしても、彼がさらに最大限の供給をし続けるならば、それもいつかは解消され、市場価格は生産価格に引き戻されるだろう。市場価格が生産価格以上の独占価格となるのは、この例に即していえば、供給を「独占」していることを条件として、彼が、意図的・人為的に、生産量を制限するとか、この価格以下では売らないとか（これも供給制限であるが）の「独占的行動」をしているからである。そもそも「独占」とは、供給主体が単数だとか少数だとかの存在規定ではなく、独占的行動（寡占的行動と言ってもよい）をとることから成立する状態規定——独占状態——のことなのではなかろうか。勿論、そのような行動をとるために、または、そのような行動をとることが可能であるために、供給主体が単数または少数であるとか、その間で協定があるとかという条件を必要とする。また、そのような条件がある場合には、利潤の増大を目指して「独占的行動」をとる蓋然性は高い。だが、「独占」状態が、そしてそれ故に、独占価格が成立するのは、あくまでも、意図的・人為的な供給制限の故である。

我々は、独占という時、初期独占、独占資本、独占価格、独占利潤等々の用語を使用する時、他の資本の競争からの排除、カルテル、価格引き上げ（または維持）のための生産制限等を思い浮かべる。なぜ、独占地代という場合だけは、そして、その場合に問題となる独占価格に限ってだけは、そのような意図的・人為的な「独占的行動」とは関連のない規定、自然的制限性の故に追加供給が不可能な場合に成立する価格・地代と規定されねばならないのだろうか。日高

氏は、「資本の力」によって意図的・人為的な供給制限、それ故に、独占的な供給制限がなされた場合には、市場価格は独占価格となるという。私も含め、多くの人が、その規定を認めることだろう。そして、その独占価格故の超過利潤は、独占利潤と呼ばれるだろう。した場合、そのような規定を正しいとした場合、何故に、「土地所有の力」によって意図的・人為的な供給制限、それ故に、独占的な供給制限がなされた場合には、独占地代が成立すると規定してはならないのだろうか。

確かに、ここで突然に独占資本等の特殊歴史段階論的な事象を持ち出すことには違和感があり、また、マルクス以後に使用されるようになつた用語との整合性を問うという形での批判は妥当性を欠くという批判が予想される。だが、伏線として述べたように（本段 A 冒頭〔1〕項で）、そのような独占的行動を問題としそれとの関連で独占地代を規定するのは、実はマルクスのそれもある。以下、その点につき詳述しよう。

以下の論述では、マルクスの誤りの内に埋もれた真理を探ることが、いやより正確には、その逆の、マルクスの誤り故に表出した真理を探ることが課題となるだけに、論旨が錯綜したものとなるが、その点は寛恕されたい。

最初に、マルクスの「独占」概念を見てみよう。結論を先に言っておくと、独占的行動に即して「独占」という用語を使用すべきだという筆者の観点からして、評価すべきものはほとんどない。マルクスは、その独占という用語の大半を土地所有または地代との関連において用いているが⁽¹⁰⁾、そのほとんどすべてが、ことさら「独占」と呼ぶべきではないものを独占と呼んでいるにすぎない。例えば、マルクスは、『資本論』地代論の冒頭部分で、次のように言っている。「土地所有は、ある人々が一切の他人を排除して地球の一定部分を彼らの個人的意思の専有領域として支配するという独占を前提する」と（K. III, S.628）。だが、このような「独占」概念は、マルクス自身が、その直

後に「法律的な観念そのものが意味しているのは、ただ、どの商品所有者でも自分の商品を自由に取り扱うことができるのと同じように、土地所有者は土地 Boden [マルクス原文では Erde 大地, 参照, MEGA, S.669] を自由に取り扱うことでしかない。」(S.629) と述べていることからもわかるように、単に、排他的私的所有ということを意味するにすぎず、商品所有一般を商品「独占」と呼ぶ類のものでしかない。われわれは、独占という用語をこれほど無規定に使うべきではないだろう。確かに、土地の場合には、制限された自然力という特殊な性質が問題になる。だが、その意味での「土地所有の独占」は、差額地代、絶対地代、独占地代を通じて問題になるそれでしかなく、また、「土地所有」という用語自体が、その「土地の制限された自然力」の排他的私的所有という意味を持っているが故に、単に「土地所有」と表現されればよいのであって、ことさら「独占」と表現される必要はないといわざるをえない。マルクスの、無内容な独占概念及びその多用が、そして、批判であれ支持であれマルクスの地代論から学んで自己の地代論を展開している諸論者のそれが、地代論に様々な混乱をもたらしたことを考えると、「独占」という用語の禁欲こそが、それが本当に「独占」と規定される場合に限って、すなわち、経済主体の意図的・人為的「独占的行動」が問題になる場合に限って使用するという自制こそが今求められているといいようだ。

これまで、筆者は、マルクスの「独占」概念

(10) マルクスは、独占または独占価格という用語を、若干の箇所を除いては、土地所有または地代との関連において使用している。単に、「資本論」に限らず MEW (いわゆるマルエン全集) に収められているマルクスの全文書においてもそうである。我々が、独占資本等との関連で問題にするような「独占」という表現は、「個々の事業部門が自由競争体制のもとにあるか独占体制のもとにあるかにしたがってそれぞれの事業部門で挙げられるいろいろな利潤率の比較」云々 (K. III, S.235) を希有な例外とし——筆者は、これはエンゲルスの筆が入って部分だろうと思って MEGA を見たが、マルクス自身が述べているものであった (参照,

自体は、その大半は、無内容なものでしかないということを指摘してきた。だが、「独占価格」という用語に関しては異なる。「絶対地代が、生産価格を超える価値の超過分の全体に等しいものであろうと、ただその一部分に等しいだけであろうと、農業生産物は常にある独占価格で売られる」(K. III, S.771) 等、若干の前述した無内容な「独占」概念の影響を受けた使用例があるが、それを除くと、独占価格という用語は、マルクスの、市場価格が生産価格以上・価値以下だと絶対地代が成立し、価値以上だと独占地代が成立するという謬見との関連において、期せずして、意図的・人為的な供給制限・「独占的行動」の結果成立する価格、というニュアンスを持ったものとなっているからである。

その点に関わり、マルクスが、初めて明確に市場価格が生産価格は勿論価値以上になった場合にそれを独占価格と呼んだ叙述 (本節〔1〕項で参照した引用 A) の再検討・再解釈を行おう。

引用 A (Th. II, S.330-1) の(3)において、マルクスは、「土地所有は、ただ諸資本間の競争が諸商品の価値の規定を変更するかぎりでのみ、諸資本の行動に、それらの競争に影響を及ぼし、それを麻痺させることができるるのである。価値の費用価格〔後の生産価格〕への転化は、ただ資本制的生産の発展の帰結であり結果でしかないものである。本源的なもの (平均についての) は、諸商品が価値どおりに売られるということである。このことからの偏差が農業では土

MEGA, S.301) ——、例えば、中世都市のギルドの「独占」・「独占価格」等の用例も (Th. II, S.313, K. III, S.809等), 地代について述べるという文脈においてであった。その要因は、1873年から始まる大不況以後特に問題となる独占体等は、マルクスが『資本論』草稿を執筆した当時は——エンゲルスが『資本論』第三巻を出版した当時は異なるが——、まだ大きな問題とはなっていなかったという歴史段階的事情と、地代論においては、『資本論』の差額地代論冒頭の落流と蒸気機関の例からもわかるように、土地が有する制限された自然力が問題となるという点とにあったと考えられる。

地所有によって妨げられるのである。」と言っている。

マルクスは、彼の過てる価値の生産価格への転化論、その転化を現実事態上の転化と考えるという謬見の故に、元々は（「本源的」には）「諸商品が価値どおりに売られて」いたと想定していた。その場合には、以下のような展開、すなわち、その価値どおりの市場価格は「諸資本間の競争」によって生産価格への低下——マルクスは、農業生産物の価値はその生産価格より大と想定していたので低下——のベクトルを持つことになる。それに対し、独占価格は、その逆のベクトル、市場価格の価値以上への上昇というベクトル上に存在することになる、という展開が必然化することになる。それと異なり、大内・日高氏等の場合には、これこそが正しい道行だが、生産価格を中心として変動する市場価格を出発点として——差額地代論を基礎としてといつてもいいが——、土地所有の作用による市場価格の生産価格以上への上昇という問題を考えるが故に、価値と生産価格とをマルクスがそう考えたように同一レベルで量的に比較できるものとした場合にも、市場価格の生産価格以上への上昇という同一ベクトル上に、生産価格は勿論価値以上という点が存在することになる。大内・日高氏は、マルクスの市場価格が価値以下だと絶対地代、価値以上だと独占地代という規定においては、価値が両者を分かつ「クギリ」という位置づけを与えられているが、そとはならないと批判する。確かに、正しい。だが、マルクスの場合には、彼の価値の生産価格への転化論の誤りの故に、出発点が価値（または価値どおりの価格）なのだから、価値以下への市場価格の低下と、価値以上への市場価格の上昇とは、全く異なる方向にあるものとして考えられざるをえなかつた。そしてそれ故に、マルクスは、前者の価値以下への市場価格の低下と、後者の価値以上への市場価格の上昇とは、異なる原因によるものと考えざるをえなかつたのである。前者の価値以下への市場価格の低下は、「価値の費用価格〔後の生産価格〕への転

化は、……資本制的生産の発展の帰結であり結果で」あるので、それ自体は法則的なものであり、そこで問題となるのは、価値以下への市場価格の低下自体ではなく、土地所有による「阻止」によって法則的作用が「麻痺」させられて市場価格が生産価格にまでは低下しないということ、それ故に成立する絶対地代であることになる。それに対し、後者の価値以上への市場価格の上昇、すなわち、マルクスのいう「独占価格」の成立は、そのこと自体が問題となる。それは、単に、市場価格の法則的な価値以下への低下の動きを「阻止」「麻痺」させることによって成立するものではなく、市場価格を法則とは逆方向に価値以上に上昇させることによって初めて成立するものであるからである。そして、マルクスは、その例外としての「独占価格」の成立を、「例外」的な事情に、意図的・人為的な供給制限に、「独占」的行動に求めるようになったのである。マルクスの叙述、引用 A の叙述そのものを見てみよう。

マルクスは、「土地所有（は）生産物がその価値よりも高くしたがって任意の（willkür な）独占価格で売られるようにする力を与えないのであろうか」と疑問を提起する。「willkür な独占価格」という表現においては、マルクス自身がどれほど意識していたかどうかは別として、独占価格は、willkür なもの、だれかの Wille（意志、意向、願望、意図、計画、決心）を介して成立したものとされている。

そして、マルクスは、この疑問に答え、「外部との穀物取引のない小島でならば、穀物や食料品は、他の生産物とも同様に、無条件に独占価格で売られることもできるであろう。言い換えれば需要すなわち支払能力のある需要の状態にのみ制限される価格で売られることもできるであろう。」という。「外部との穀物取引（が）ない」ということが、「外国の土地生産物の競争——その自由な輸入を前提して——」(K. III, S.766) の排除を意味するとすると、穀物価格は、この「小島」以外からの穀物の供給の意図的・人為的阻止によって——マルクスのい

うように価値以上かどうかは別としてだが——、独占価格になることになる。だが、「小島」とはいえないイギリスにおいても穀物価格は穀物条例による意図的・人為的な供給制限によって同様に独占価格となるということからもわかるように、「外部との穀物取引」の遮断による独占価格の成立は、その遮断によって守られる土地の面積とは関連がないが故に、マルクスの「小島」という表現に重きを置くと、マルクスは、「外部との穀物取引のない小島」では、「大きい島」に比べれば土地所有者が少数で、また、穀物の供給者が少数なので、「穀物や食料品は、他の生産物とも同様に、無条件に独占価格で売られることもできるであろう」と、すなわち、その少数の彼らの独占的行動によって、穀物は「独占価格で売られる」と、言っていると、読むこともできる。そう考えた場合にも、マルクスの叙述の限りでは、穀物供給者（産業資本家）が独占的行動をしているのか、その「小島」の土地所有者が独占的行動をしているかは不分明だが、少なくとも、穀物価格は、その独占的行動によって独占価格となるだろう。

次に、マルクスは、上記の「外部との穀物取引のない小島」の例を、「例外」とした上で、もう一つの「例外」を問題とする。「イングランドにおいてさえも豊饒な土地の大きな部分は、他の部分の価値を高めるために、人為的 *künstlich* に農業から、およそ市場から、引き上げられているのである」と。イングランドにおいて実際にこのような事態が生じていたかどうかは当然疑問とされてよい。また、実際にイングランドにおいて、「豊饒な土地」が穀物栽培のために使用されることもなく貴族的土地所有者のための獵場として貸し出されることもなく放置されていたとした場合にも（Th. II, S.302, 319等），土地所有者が、「他の部分〔の自分の土地、または、他人の土地〕の価値を高めるために」意図的にそうしていたとは、到底言えないだろう。だが、仮に、「豊饒な土地の大きな部分（を）、他の部分の価値を高めるために、人為的 *künstlich* に農業から、およそ市場から、

引き上げ」るという行動がなされるという「例外」的事象を想定すると、そこでは、土地所有者の「人為的 *künstlich*」な土地供給の制限、土地の一定期間の使用という商品の供給制限の故に、「土地所有の力」による意図的・人為的な供給制限の故に、生産物は独占価格となり、それ故の地代の増分は独占地代となるだろう。

総括しよう。引用A部分の再解釈から言えることは以下のことである。マルクスは、その価値の生産価格の転化論における誤りの故に、市場価格が価値以上になるという「例外」が成立するのは、意図的・人為的な供給制限がある場合のみであると考えることになり、その結果、市場価格が価値以上になった場合にはそれは独占価格となるという際の、その独占価格の規定の内に、期せずして、独占的行動によって成立する価格という内容を入れ込むことになったのである。我々は、価値以上の市場価格という意味での独占価格の規定を支持することはできない。だが、その誤りの内で語られた真理、独占価格とは、意図的・人為的な供給制限、独占的行動によって成立する価格であるという規定だけは、救うべきだろう。

〔5〕前項では、経済主体が独占的行動を取っている場合に成立する価格を独占価格と規定すべきだとした。とした場合、私は寡聞にしてその点について明言した見解を知らないが、「極上質のぶどう」の場合に成立する地代は、その意味での独占価格に基づく独占地代だとする見解が成立しうる。確かに、その場合には、独占地代、私のいうオペック型独占地代の特殊形が成立しうる。だが、その場合、だれが、どのような、独占的行動をしているのかという点に注意が払われねばならない。

ぶどう栽培業者が協同して（ぶどう栽培業者がロマネ・コンティ家だけで単数だと協同の必要もないが）その「極上質のぶどう」の供給を制限すると、その独占的行動を通じて、その「極上質のぶどう」の価格は生産価格以上の価格、独占価格となる。前述したシャンパン型独占地代が成立するための条件、すなわち、使用

価値的にはその「極上質のぶどう」と同じぶどうであっても、社会的幻想・商標等によってそうとはみなされないという条件があれば、供給制限はより容易であるということはあるが、それが無くとも、若干のアウトサイダーが存在するとしても独占体の成立を語ることができると同様に、問題となっているぶどう栽培業者による供給の比重が大で彼らの意図的・人為的な供給制限が市場価格を変えるだけの力を持っているならば、その「極上質のぶどう」の価格は独占価格となる。そして、その独占価格故の超過利潤が地代に転化するならば、その地代は独占地代となる。だが、これまで述べた限りでは、そうはならない。もし供給制限故の超過利潤が地代として土地所有者に引き渡されるとすれば、ぶどう栽培業者は、無駄な、スケール・メリットをも考慮に入れればむしろ自己の取得利潤を減らすような行動を、商品経済的には不合理な行動をしていることになるからである。勿論、「極上質のぶどう、一般に比較的少量しか生産されないぶどうを生産するぶどう山は、独占価格を生む」(前掲引用 B, K. III, S.783-4)という規定からして、マルクスの場合にはそうではないと思えるが、「極上質のぶどう」の特殊性が、ぶどうを産する土地の特殊性ではなく、ぶどう栽培技術の特殊性にその根拠を持つとすれば、また、「極上質のぶどう酒」が高価である所以がぶどう酒製造技術にあるとすれば、ぶどう栽培業者、ぶどう酒製造業者(一般的にいって資本、または、資本家)によってなされる供給制限は意味を持つ。だが、その場合、その供給制限によってもたらされた超過利潤は、独占的行動をしている資本家のものとなるのであり、独占利潤となるだけあって、独占地代に転化する訳ではない。「資本の力」による供給制限は、独占利潤を結果とするだけであって、独占地代を生む訳ではないのである。

ぶどう栽培業者の供給制限故に生ずる超過利潤が、独占地代に転化し地代として土地所有者に引き渡されるならば、彼(または彼ら)の行動は非現実的行動でしかなく、また、ぶどう裁

培業者が「資本の力」によって供給制限をするとすれば、それによって生ずる超過利潤は独占地代とはならない。ぶどう栽培業者の供給制限が意味を持ち、且つ、それ故に生ずる超過利潤が独占地代と規定されるのは、ぶどう栽培業者が同時に、土地所有者であり、その「極上質のぶどう」を産する土地——「極上質のぶどう」山、「まったく特殊な性質の von ganz besonderer Güte」(マルクス原文。MEGA, S.717) 土地——の所有を根拠として、それ故に、「土地所有の力」によって人為的な供給制限をする場合である⁽¹¹⁾。その場合には、供給制限故に生ずる超過利潤は、同時に土地所有者でもあるぶどう栽培業者の取得するものとなる。確かに、この場合には、産業資本家と土地所有者とが同一人格であるが故に、その超過利潤は実際には地代には転化しない。だが、地代論において、一般的には産業資本家と土地所有者との人格的分離が想定されるとはいえ、そこで得られた諸規定は産業資本家と土地所有者とが同一人格である場合にも妥当するものである。それ故に、例えば、優等地の土地持ち資本家は産業資本家としての資格においては平均利潤を土地所有者の資格においては超過利潤を地代として取得するのと同様に、ここで問題としている土地持ちぶどう栽培業者の場合にも、「極上質のぶどう」の供給制限によって生ずる超過利潤は地代として「外化」しないだけで、彼は土地所有者としては独占地代を取得している、と考えるべきだろう。「極上質のぶどう」の使用価値の特殊性の根拠が、ぶどう栽培技術等の特殊性ではなく、それを産する土地の自然的性質の特殊性にある限り、「極上質のぶどう」が独占価格となる根拠は「土地所有の力」にあるのであって、その独占価格故に生ずる超過利潤は、その「特殊な土地」の所有者に帰属すべきもの、それ故に、「独占」地代に転化すべき超過利潤と考え

(11) 以下の叙述の大半は、前掲拙稿「独占地代について」(251頁)と重複している。だが、口頭での日高氏のコメントから学び、結論は180度逆のもの、すなわち、独占地代ではないから独占地代である、に変えた。

るべきだからである。

これまで、筆者は、「土地所有の力」による供給制限によって独占価格が成立する場合には独占地代が成立するとした。ここで、問題となっている土地持ちぶどう栽培業者の場合、土地所有者としての彼は、土地の使用を許しており、その意味では、「土地の一定期間の使用」という商品の「供給制限」はしていない、それに対し、ぶどう栽培業者としての彼こそが、実際に「極上質のぶどう」の生産を制限し特定価格以下では売らない等の「供給制限」をしている。それなのに、何故に、「土地所有の力」による供給制限と言えるのだろうか。その点について考えて見よう。

土地持ちぶどう栽培業者の場合、本当の意味で（経済機構的に言って）供給制限をしているのは、「極上質のぶどう」の栽培をしている彼なのか、それとも、それを産する「極上質のぶどう」山の所有者としての彼なのか、は、實際には、この「極上質のぶどう」の場合にはそうではないが、思考実験的に、産業資本家としての彼と土地所有者としての彼を別の経済主体として分離し、各々を商品経済的に行動させてみることによってわかる。土地所有者が、市場価格の上昇、それ故の地代の上昇を企図して、特異な想定ではあるが、商品の特定価格以上での販売、または、特定量以下の生産等を土地使用の条件とするような借地契約を求めたとしよう。問題となる土地が複数の土地所有者によって所有されている場合には、そのようなカルテルが土地所有者間で成立していなければならぬ。これと似た事態は、オペックによる石油価格引き上げ時に生じたので、私は、このような土地所有者間のカルテルによって成立する独占地代をオペック型独占地代と呼んだが、「極上質のぶどう」の場合にも同様の事態が生ずる。「極上質のぶどう」山の所有者が、「極上質のぶどう」の特定価格以上での販売、または、特定量以下の生産等を「極上質のぶどう」山の借地条件としたとすれば、ぶどう栽培業者は、この条件を守って供給制限を行わざるをえなく

なる。そして、価格は、その供給制限によって生産価格以上の価格、独占価格となり、それ故の超過利潤は、地代として「極上質のぶどう」山の所有者に支払われることになる。平均利潤が得られる限り、他の産業資本家も借地競争に乗り出していくのであって、結局のところ、ぶどう栽培業者は平均利潤を得るだけで、超過利潤は——人為的な供給制限がない場合に成立する超過利潤のみならず、独占価格故の超過利潤も——地代に転化せざるをえないからである。「極上質のぶどう」の追加供給は自然的に制限されているが故に不可能な訳ではない、それは、土地所有者の土地使用の条件の故にできないのである。「土地所有の力」によって、土地所有者のカルテル等の独占的行動によってできないのである。総じて、「極上質のぶどう」のケースにおいて、産業資本家と土地所有者とが人格的に分離していても同一でも、経済的には同じ結果が生ずるが故に、土地持ちぶどう栽培業者による「極上質のぶどう」の供給制限によって生ずる超過利潤は、独占地代、オペック型独占地代、産業資本家と土地所有者とが同一である場合のその特殊形として、捉えられるべきであろう。

思考実験による分離は、次の形でも考えられる。すなわち、この「極上質のぶどう」山が売られる場合に、その土地の価格は、いかなる値になるかという形でも考えられる。「極上質のぶどう」が独占価格となっているが故に超過利潤が生じているという場合に、その超過利潤が土地に帰属するものとして「資本還元」されて土地価格が決まるするとすると、その超過利潤は地代範疇に属することになるだろう⁽¹²⁾。

[6] 筆者は、独占地代とは、「土地所有の力」による意図的・人為的な供給制限によって成立する地代であると規定してきた。以下、絶対地代との異同をにらみつつ、「意図的・人為

(12) 前掲拙稿「独占地代について」では、独占価格故の超過利潤は土地に帰属するものとして「資本還元」されるとしつつ、なおかつ、それは、独占地代ではないとした（251頁）。その点は誤りであり、訂正しておく。

的な供給制限」ということの意味と、絶対地代において問題となる個別的な「土地所有の外的な力」という概念と上述の規定における「土地所有の力」という概念との関連について述べておこう⁽¹³⁾。

独占地代とは「土地所有の力」による意図的・人為的な供給制限によって成立する地代である。勿論、「土地所有の力」による供給制限が、個々の土地所有者の x 円の地代を支払わない限りは使用を許さないという形での個別的な「土地所有の外的な力」の発揮による投資制限・供給制限であれば、それは、絶対地代の問題となる。それは、「人為による」供給制限ではあるが、生産物の市場価格の上昇、それ故の超過利潤、それ故の地代の上昇を意図し、そのためには、企んで土地の使用を許さない訳ではない、すなわち、「人為的な」供給制限ではない。単に、 x 円の地代を要求し、その要求地代額が高すぎる所以、結局貸し出されることもなく、結果的に供給制限をしたにすぎない。自由競争状態（新古典派的な完全競争状態というどこにもないものとは異なるそれ）においては、個々の土地が使用されないことから生ずる市場価格の上昇は予想もできず、また、意図的に価格の上昇を企図することもできず、さらに、企図したとしてもその実現は不可能である。大海の一滴と比喩されるべき比重しか持たない場合に、自己の土地が使用されないことから生ずる需給関係の変化、市場価格の変化を予想はできないし、また、市場価格の上昇を企図して土地の使用を許さないという行動を取ったとしても、他の多くの土地所有者の存在を考えると、彼の企図は実現されようはずもなく、ただ、地代を得られない状態が続くだけのことである。

だが、これまで述べた「極上質のぶどう」の人為的供給制限の場合のように、問題となる土地が限られている場合、問題となる土地所有者

が少数の場合には事態は異なってくる。「極上質のぶどう」を産する土地が少ないが故に、自己の土地からの供給量の変動によって市場価格に影響を与えることができ、予想はしばしば間違うであろうが、自己の土地からの生産物の供給量を制限した場合の市場価格を予想することができる。また、問題となる土地所有者が少数であれば、その間でカルテルを形成することも可能となる。もし問題となる土地所有者が単数であれば、カルテルを形成する必要もなく、「土地所有の力」による意図的・人為的な供給制限が可能である。

さて、「土地所有の力」とは、そして、「土地所有の外的な力」とは、いかに規定されるべきだろうか。この用語は、元々は、マルクスの『資本論』の叙述に淵源するが、マルクス自身が、述語として用いている訳でもなく、また、両者を区別している訳でもない（例えば、「力」は、K. III, S.765。「外的な力」は、K. III, S.770）。それに対し、日高氏の場合には、常に両者を区別しているとは言えないが、「土地所有の外的な力、最劣等地もタダでは資本家に貸さないこと」（『地代論研究』、357頁）等、特に、絶対地代論において問題となる x 円未満の地代では土地を貸さないという権限を土地所有者は持っている、という点を強調する際に、「土地所有の外的な力」という用語を用いていいるように思える。以下、その日高氏の用語法に則り、「土地所有の力」という用語は、「土地所有の外的な力」を含んだより広い意味において使用することにする。すなわち、マルクス自身は、以下の叙述を絶対地代の説明として述べているにすぎないが、絶対地代・独占地代を問わず、「土地所有（が）……〔市場〕価格上昇の創造的原因である」場合、「土地所有そのものが地代を生み出す」（K. III, S.763）「力 Macht」（S.765）として作用している場合に、

(13) 筆者は、前掲拙稿「独占地代について」においては、絶対地代において問題となる「土地所有の外的な力」と、それを含んだより広い概念である「土地所有の力」とを、外的なという部分に強調符を打つ形で区別して

いた。だが、前稿においては、専ら、「土地所有の力」という用語を、「土地所有の外的な力」という意味で使用した。その点は訂正しておく。

それを「土地所有の力」と呼ぶこととする⁽¹⁴⁾。

「土地の法律上の所有は……自分の土地を利用させないという力 Macht を所有者に与える」(K. III, S.765)。自分が提示する借地条件を認めない限り使用を許さないという権限、ある条件の下で自己の土地の使用を認めるか認めないかの選択権は、土地所有者の側にある。 χ 円の地代を支払わない限り土地の使用を許さないという「土地所有の外的な力」は、様々な借地条件の内のひとつ、地代額に関してのそれであり、「土地所有の力」のひとつを構成するものにすぎない。借地契約には、その他、借地期間、その用途の限定（例えば、その土地の上に、ラブ・ホテルを作ってはならない等）、生産量の最高限・商品販売価格の最低限等の指定（オペック型独占地代の場合）等、契約当事者双方が認める限り、様々なものを盛り込むことができる。勿論、生産量・販売価格の指定等の場合には、オペックがそうであったのと同様、特殊な条件を必要とするので、通常の場合は借地契約に盛り込めない等、地代額にかかるそれは、「ひとつにすぎない」とはいっても、土地の用途規制等とは異なり、これを欠いては借地契約そのものが成立しない最重要の契約条件をなす。また、手形期限が3カ月・6カ月・1年等慣習的期限を持つようになると同様、借地期間も近い将来に別の用途に用いるということが予定されているというような場合を除けば慣習的な値になり、通常の場合には、借地契約における係争事項とはならないのに対し、地代額は地所

(14) 筆者は、「土地所有の力」という概念の意味を、独占地代の場合にも妥当するように広げたいとは思うが、日高氏が一面でそうしているように（参照、『地代論研究』、411頁），差額地代の場合にまで広げようとは思わない。差額地代の場合には、土地所有は「超過利潤になる部分の移転の原因」(K. III, S.763)であり、その意味で「引力」ではあるかも知れないが、「地代を生み出す」「土地所有の力 Macht」という規定性は持ちはえないからである。

(15) 誤解のないように言っておくと、ここで、筆者は、「土地所有の外的な力」の発揮によって地代が生ずる場合には、絶対地代が生じ独占地代は生じない、「土地所有の外的な力」以外の「土地所有の力」の（独占的）発揮によって独占地代は生ずる、といっている訳では

の相違によって異なるので、最大の係争事項となる。その意味で、地代額にかかる「土地所有の外的な力」は、「土地所有の力」の代表であり、通常の場合には、「土地所有の力」そのものである。土地所有の基本的規定が、地代論として与えられるすれば、ますますそうであろう。だが、独占的状態・通常でない状態が問題になる時には、独占価格・独占地代が問題となる局面では、我々は、「土地所有の力」という概念を、「土地所有の外的な力」をその一つとして含んだ、より広い概念として用いるべきであろう⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。

B. 独占地代の諸形態

これまで、筆者は、独占地代を「土地所有の力」による意図的・人為的供給制限に基づく地代と規定してきた。以下、その意図的・人為的供給制限の有り様の差異によって区別される、独占地代の諸形態につき詳論しよう。

(イ) 地代カルテル型独占地代

土地所有者が、これ以下の地代では貸さないという形でカルテルを結び、貸さない限りは一銭の地代も得られないという「土地所有の外的な力」の質的限界故の土地所有者間の地代切り下げ競争に制限を加えると、土地の使用はそれだけ制限され、その投資制限、それ故の生産物の供給制限によって、市場価格は生産価格以上に引き上げられることになる⁽¹⁷⁾。そして、一部の土地を貸した土地所有者は、その地代カルテルによって生じた超過利潤を地代として取得

ない。その存立可能性は薄いとしても、特定の場面では、地代額に関してカルテルを結び、土地所有者が独占的に「土地所有の外的な力」を発揮する場合にも、独占地代、私のいう地代カルテル型独占地代が成立しうる。

(16) 借地契約の条件にかかる「土地所有の力」、自分の土地を使用させる場合に問題となる「土地所有の力」以外にも、それが、市場価格を生産価格以上に上昇させる力 Macht として作用する限りは、それを「土地所有の力」と呼ぶことができる。この「土地所有の力」概念のさらなる拡張に関しては、次段Bで言及する。

(17) 新澤嘉芽統氏は、土地所有者の地代要求が「過大」である場合には、市場価格の上昇は価値以下にはとどまらない場合もあるのではないかという論述（実質的

することになる。この地代は、「土地所有の外的な力」が問題になっているという点では絶対地代に似ており、また、次節で詳論するように多くの論者の場合には事実上絶対地代と混同されている。だが、土地所有者たちのカルテル行為という協同的な「土地所有の外的な力」の発揮による意図的・人為的な供給制限によって、すなわら、土地所有者たちの独占的行動によって成立する地代であるが故に、独占地代と規定されるべきものである。

しかしながら、この地代カルテル型独占地代の存立可能性は極めて薄いと考えられる。その理由は次の点にある。

①地代額に関してのカルテルを結ぶということ自体が、極めて困難である。土地には様々な性質・位置の相違があり、その等級（またはそこでの生産物の個別の生産価格）の相違を正確に知ることは極めて困難である。土地改良、技術改善、交通手段の発達等を考えればますますそうである。そして、また、それ故に、カルテル参加者が納得する形でこれ以下では貸さないという地代額に関する協定を結ぶことは、いわゆる独占資本による生産物（商品）のカルテル価格の決定と比較しても、困難である。

②絶対地代の場合も、商品の市場価格は需要と供給との関係によって決まるのであって、しばしば誤解されているように、要求地代額（契約が成立すれば支払地代額）を個別生産価格に上乗せして決まる訳ではない。この地代カルテル型独占地代の場合にも、商品の市場価格が生産価格（=最劣等条件の個別生産価格）以上となるのは、地代カルテルの故に貸し出される土地が地代カルテルがなく地代要求額が低い場合と比較すると減少し、それ故の投資制限・供給制限によって、市場価格が地代カルテルがない場合と比較し高くなっているからである。

にはマルクスの絶対地代規定の批判)の中で、「土地所有者たちが団結して資本の勢力に対抗せんとする傾向」を指摘し、その場合には、独占地代（新澤氏の場合には、なお、市場価格が価値以上の場合のそれ）が成立しうる、と言っている（参照、「農業剩余価値形態論」，

とすると、絶対地代の場合の「土地所有の外的な力」の矛盾・質的限界がここでも問題になることになる。独占地代が成立している状況において、一部のカルテル地代額で土地を貸した土地所有者は独占地代を取得しているのに対し、他のそのカルテル地代額では借り手が見つからなかった土地所有者——彼こそが「土地所有の外的な力」を発揮し、土地を貸さなかつたことによって商品の供給を制限し、市場価格を生産価格以上に高め、その結果独占地代を生み出しているのだが——は、土地を貸さないのでから一銭の地代も得られない。すると、地代カルテルがたとえ成立したとしても、その維持は極めて困難であることになる。いわゆる独占資本の間で生産割り当てのカルテルが結ばれる場合には——それも、価格カルテルと比較するとカルテル参加者の間で紛争が絶えないもの、その維持は困難なものだが——、生産割り当ての範囲内で商品を生産・販売し、全カルテル参加メンバーが独占価格故の独占利潤を取得できる。だが、ここで問題にしている土地の貸与の場合には、貸して地代を得るか、「土地所有の外的な力」を発揮し土地を貸さず地代を一銭も得られないか、all or nothing、である。その意味で、地代カルテルの維持は、極めて困難と言わざるをえない。勿論、生産割り当てに類似した行動を取ると想定することもできる。すなわち、地代カルテルを維持するために、全てのカルテル参加メンバーが、自分の土地の一定割合の耕作を拒否し、いわば「土地所有の外的な力」の矛盾を分有すると想定することもできる。だが、そのような協定の実際の締結は、いわゆる減反政策等公的権力の介入による強制等がある場合を除き、極めて困難であろう。

上述した理由から、地代カルテル型独占地代は、穀物栽培地等の広い範囲、多くの土地所有

東京大学出版会、1954年、106-9頁)。ここでは、「土地所有者たち（の）団結」がどのような形態を取っているかは述べていないが、「土地所有者たち相互間の競争」を制限するものとして位置づけている点から言って、地代カルテルを問題にしているとも読める。

者が問題になる部面では、その成立はほぼ不可能と思われる。ただ、それは、特定の地域での住宅地の貸与（永久貸与としての土地売買を想定してもよい）、狭い地域での特定の用途向けの土地貸与（○○駅周辺の駐車場の駐車料金等）等において成立するのみであろう⁽¹⁸⁾。

（iv）オペック型独占地代

土地所有者が、特異な想定であるが、借地条件の内に、商品生産量の最高限・商品販売価格の最低限等を盛り込むことができるならば、商品の供給はそれだけ制限されるが故に、当該商品の市場価格は生産価格以上に引き上げられることになる。そして、資本家は一般的にはそのような借地条件がない土地との契約を選好するが故に、そのような借地契約が成立するためには、土地所有者間のカルテルがなければならぬ。とすると、市場価格は、カルテル等「土地所有の力」の協同的・意図的な発揮によって、生産価格以上に引き上げられた価格、すなわち独占価格となり、それ故の超過利潤は独占地代に転化する。石油ショック時のOPEC諸国の石油収入の増大は、この意味での独占地代の故と考えられるので、このような独占地代を、オペック型独占地代と呼ぼう。馬場宏二氏は、「石油ショック自体の経済学的意味は、カルテ

(18) （一般的）差額地代は、一般的生産価格－個別の生産価格、であるのに対し、絶対地代と独占地代とは、ともに、市場価格－一般的生産価格、であり、その実体において相違はない。相違は、市場価格が生産価格以上に引き上げられる機構の差異にあるにすぎない。また、独占地代の内でも、地代カルテル型独占地代は、絶対地代と同じく「土地所有の外的な力」の作用によって生ずるのであって、実際にもそうであったように、両者は混同されやすい。両者の差異は、その「土地所有の外的な力」の発揮が、個別的・アトミスティックか、それとも、独占的、すなわち、協同的・意図的であるか、という点にあり、その差異は微妙である場合も存在するからである。地代カルテルというものの自体明確に文章化されると限らないということも含め、両者の実際の境界は曖昧とならざるをえない。

例えば、本文で述べた特定の地域での住宅地の貸与等の場合には、問題となる土地が狭く、問題となる土地所有者も少數なので、隣の土地所有者の要求地代額を見て自分の要求地代額を決めるという個別的・自由競争的な行動と、実際にカルテルを結んだ協同的・独

ル行為を利用した、産油諸国の独占地代の請求と解し得る。」と言っている⁽¹⁹⁾。支持すべきだろ。

このオペック型独占地代は、(イ)の地代カルテル型独占地代よりは、その存立可能性は高い。その理由は次の点にある。

①土地の生産物に関するカルテル（生産物の価格に関するカルテル、生産量割り当てに関するカルテル）は、前述した理由から、土地そのものに関するカルテル、その地代額に関するカルテルと比較すると、より容易である。

今問題となっている借地条件は、地代額・生産物の価格の最低限・生産量の最高限の三つである。実際には、需給関係は変動するのでこの三条件を独立に且つ同時に決めるということは困難である。といっても、地代額と生産量の最高限を決めただけでは、地代額が固定される借地期間中、生産量の制限による市場価格の上昇の成果は、借地資本家のものとなる場合もある等、必ずしも土地所有者に有利となる訳ではない。また、地代額と生産物の価格指定をしただけでは、借地資本家は増産に努め、超過利潤を彼の懷に入れるだけであり、その増産によって指定価格維持が困難となる場合も生じ得る。OPECの場合にどうであったか筆者は詳らかで

占的な行動との境界は微妙とならざるをえない。事実、例えば、問題となる土地所有者が一人だとすると、彼の個別行動は同時に独占的行動でもありうる。また、小麦価格が低下し地代に転化すべき超過利潤額は減少したにもかかわらず、借地契約の更新の際に以前の地代額を固守し、結局は誰も借りるものがないそれによる供給制限の結果絶対地代が成立するという場合には、以前の地代額が、地代カルテルがあたかも存在したかのように機能することになり、実際の地代カルテルの存在故に独占地代が成立する場合との区分は、曖昧にならざるをえない。

だが、実際的な区分自体は困難な場合があるとしても、両者の概念的区別は明確にされていなければならない。意図的な供給制限、人為的な供給制限と、単なる結果的なそれとは、意図的・人為的供給制限が可能なためには特殊な条件を必要とするということを含め、異なる性格の経済主体を想定せざるをえないからである。

(19) 馬場宏二、『新資本主義論』、名古屋大学出版会、1997年、254頁)。

ないが、以上述べた点を踏まえると、価格の最低限を指定して、生産量に応じて（例えば、1 バーレル当たり○○ドルという形で）地代を徴収するという形で、生産量のチェック・調整を行うのが、最も適当な形態ということになるだろう。そして、その場合には、その生産量当たりの地代の額如何によっては、借地資本家の側も（メジャーも）、土地所有者（産油国）間のカルテルによって生じる超過利潤の一部を獲得できるが故に、そのような借地条件を認める可能性は大と言えるだろう。

②地代カルテル型独占地代の場合には、土地を貸して地代を得るか、カルテル地代額を固守して誰も借りるもののがおらず地代を得られないか、all or nothing、であった。「土地所有の外的な力」の矛盾・質的限界にさらされ、地代カルテルの維持・存続は、危機に瀕する。確かに、オペック型独占地代の場合も、価格指定・生産量指定等が借地条件を構成する以上、借地契約が成立せず地代を得られないという状況も生じ得る。だが、土地を貸しつつ、それ故に、地代を得つつ、生産物の価格・生産量・生産量当たりの地代の額等を「条件闘争」の課題とすることも可能であり、その場合には、「土地所有の外的な力」の矛盾・質的限界は弱くしか働かない。または、それを免れることができる。また、借地資本家の側でも、生産物の価格の最低限の指定、生産量の最高限の指定に対しては、より生産性の低い追加投資をしないことによって対処しうるが故に、土地を借りつつ「条件闘争」を受け入れる余地も大である。

以上述べたように、オペック型独占地代は、地代カルテル型独占地代よりその存立可能性は高いと言える。だが、貸し出された土地が元の状態で返還されるようにと条件を付すことはありうるとしても、一般には、貸し出された土地の使用に——借地人が、何を、どれだけ作り、その成果をどう処分しようと——制限を加えることは困難である（参照、K. III, S.773）。それ故、オペック型独占地代は、他の土地での代替が困難であるような「特別の性質の土地」

（「極上質のぶどう」を産する土地、石油等の天然資源を産する土地等）においてのみ、また、使用者の行動を支配することによって（自分自身がその土地の使用者である場合にはその必要はないが）、その土地の生産物の供給・価格に影響を与えるような特殊な土地所有者を前提してのみ初めて成立しうるものである。

(iv) 穀物関税型独占地代

これまで述べてきた二つの独占地代においては、土地所有者が自分の土地を使用させる場合の条件が問題となっていた。独占地代をもたらす土地所有者達の意図的・人為的な供給制限とは、彼らの土地からの生産物の供給の制限、言わば、内からの供給の制限である。だが、逆に、外からの供給が意図的・人為的に制限されるケースを想定しうる。例えば、イギリスへの穀物の輸入が、関税、数量制限、特定価格以下の輸入禁止等によって制限される場合には、イギリスの穀物の価格は、その輸入制限がない場合よりも引き上げられることになり、イギリスの土地の地代はそれだけ上昇することになる。この地代の増分は、イギリスの土地所有者達が、穀物価格の上昇または維持を企図して、政治的に運動し、穀物条例等の国家による輸入制限措置を制定させたが故に、すなわち、「土地所有」の人格化としての「土地所有者」の意図的・人為的な「力」の発揮によって——広い意味での独占的な「土地所有の力」の発揮によって——生じたものであるが故に、独占地代である。例えば、穀物条例によってイギリス以外からの小麦の一定価格以下の輸入が禁止されている場合には、イギリスの土地は、小麦の価格がその一定価格になるまでは、文字通り「独占」的な位置にあるのであり、それ故の地代の増分は、地代カルテル型独占地代・オペック型独占地代以上に、「独占」地代と呼ぶにふさわしいといふこともできるであろう。

この穀物関税型独占地代に触れている論者の見解を挙げておこう。

まずは、マルクス。マルクス引用Aでの「外部との穀物取引のない小島」の例。さらに、次

に引用する叙述は、読み方によれば（筆者が規定する意味での）独占地代の規定とも読める。

引用 C (K. III, S.766)。ただし、(a)～(d)は青才の挿入。

「次のようなことが問題となる。豊度の差からは導き出せない最劣等地の地代があるということから、土地生産物の価格は必然的に普通の意味での独占地格だということになつたり、あるいはまた、その価格には、租税がはいるのと同じ形で地代がはいるのであって、ただ、国家に代わって土地所有者が租税を取り立てるだけだということになつたりするであろうか？この租税には一定の経済的制限があるということは自明である。この租税を制限するものは、(a)旧来の借地での追加投資であり、(b)外国の土地生産物の競争——その自由な輸入を前提として——であり、(c)土地所有者どうしの競争であり、(d)最後に消費者たちの欲望と支払能力である。」

(a)～(c)は、供給増大によって市場価格の上昇を制限するもの、それによって「租税」（土地所有者の取得する地代額）を制限するものである。だが、その供給増大が人為的に制限される場合を考えると、それぞれが、反対規定として独占地代の諸形態を意味するものとなる。(a)「旧来の借地での追加投資」が、生産量の最高限の指定によって制限されると、市場価格は上昇し、オペック型独占地代が成立する。(b)「外国の土地生産物の競争——その自由な輸入を前提として——」が、関税によって制限されると、穀物関税型独占地代が成立する。(c)「土地所有者どうしの競争」が、地代カルテルによって制限されると、地代カルテル型独占地代が成立する。

宇野氏は、『経済原論』（著作集第一巻、岩波書店、448-450頁。初出、1952年）において、関税故に生ずる地代の増分を独占地代と規定している。そこにおいて、宇野氏は、その地代の

(20) 公的規制は、地代、または、地代として捉えられるべき土地所有者の所得等に様々な影響をもたらす。地租（土地に対する固定資産税等）が地代に比例的にではなく課される場合、いわゆる「減反政策」等生産量

増分が独占地代だという理由を、「市場価格が恒常に価値以上に出ることになれば、……独占地代となるわけである」という点に求めており、その点は支持しうるものではない。だが、宇野氏が本能的に感じ取った穀物関税によって生ずる地代の増分は独占地代であるという規定自体は支持されるべきであろう。

新澤氏は、前掲『農業剩余価値形態論』において、市場価格の高騰が価値以内に止まるとは限らない、その場合には独占地代が成立する、という文脈においてであるが、次のように言っている。「土地所有者たちが聯合して資本に対抗するという状態を想像することができる。……終極において資本の勝利に終わったところの、イギリス議会における長期にわたる穀物法をめぐる資本と土地所有との闘争が思い出される」（109-110頁）と。

穀物関税型独占地代の特徴について述べておこう。この穀物関税型独占地代の場合には、外からの供給を制限している。それ故に、例えば、関税で守られたイギリスの土地所有者は、不満な条件ならば土地を貸さないという「土地所有の外的な力」を発揮することなく、土地を貸して独占地代を取得できる。そして、それ故に、「土地所有の外的な力」の矛盾・質的限界にさらされることもない。その意味では、地代カルテルを守り結局借手が見つからない土地所有者のカルテル破りの危険にさらされている地代カルテル型独占地代、生産割り当て等をめぐり紛争の絶えないオペック型独占地代と比較しても、その存立及び存続可能性は大であり、実際にもそれは歴史上よく見られるものである。だが、この独占地代は、単なる経済主体としての土地所有者の「独占」的行動によって成立するものではなく、国家の媒介、公的規制を前提とする点において⁽²⁰⁾、独占地代の中でも異質の要素を持つ。

の規制がなされる場合、農産物の政府買い上げ価格が決まっている場合、市街化調整区域等の土地の用途の規制、建物の容積率の制限等々。だが、それらをどこまで「土地所有の力」の「独占的」発揮故の独占地代

穀物関税型独占地代の場合には、一般に、外からの供給を人為的に制限している場合（次に述べるシャンパン型独占地代の場合も含む）には、それがない場合には平均利潤もあげられなかつたのでなされなかつたであろうような投資も可能となる。例えば、輸入制限がなければ小麦が外国から 1 kg70円で供給されるにもかかわらず、イギリスへの 1 kg85円以下の小麦の輸入が禁止されている場合には、その個別的生産価格が75円である投資も可能となり、そこにも、1 kg当たり10円の超過利潤が生じうる。また、その個別的生産価格が85円である既耕作地への追加投資も可能となる。だが、1 kg85円という市場価格自体、独占的な供給制限によって押し上げられた価格、すなわち、独占価格であり、これらの投資は、独占的な供給制限によって初めて現実化した投資、人為的に押し下げられた投資である。とすると、従来の独占地代規定の要件をなしていた追加供給の有無という問題とは関わりなく、イギリス特有の地代の増分を、独占価格に基づく地代という本義に則って、独占地代と規定すべきだろう。また、イギリスの土地所有者自身は自分の土地からの生産物の供給制限はしておらず、その意味では、イギリスの土地所有者は自分の土地に関しては、差額地代論で想定されるような行動を取っているにすぎないとしても、そして、その点で、日高氏はそれを差額地代と規定しているのだろうが（参照、『地代論研究』、368頁、新澤、宇野氏の規定の批判部分）、関税等によるイギリス以外からの供給の人為的制限が存在する限りは、やはり、そこにおいて生ずる地代の増分は、独占地代と規定すべきだろう。

(二) シャンパン型独占地代

「極上質のぶどう酒」（仮にシャンパン・エクストラとする）はシャンパニュ地方で生産さ

と位置づけるべきかという点については、様々な判断がありうる。また、それらの一部を独占地代と位置づけた場合にも、それは、基本的には、筆者が本稿で述べた独占地代の亜種・変種・複合型等と捉えることができるであろう。

れたぶどうからしかできないという「幻想」が普及している場合には、または、シャンパニュ地方で生産されたぶどうから作られたシャンパンのみを「シャンパン・エクストラ」と呼んでよいという「商標」「ブランド」が成立している場合には、実際にはシャンパニュ地方以外でも物理的には同じ品質のぶどうを生産しそれを加工して物理的には同じ品質のシャンパンを作ることができるとしても、そのシャンパンは社会的には「シャンパン・エクストラ」とはみなされず、それ故に、そのぶどうも「極上質のぶどう」とはみなされないことになる。とすると、シャンパニュ地方以外からの「極上質のぶどう」の供給はその幻想・商標によって制限される、人為的に制限されることになり、シャンパニュ地方の土地、その「極上質のぶどう」の供給を「独占」している土地には、その供給制限故に特殊な地代が生ずることになる。それは、外からの供給の人為的・独占的な制限に基づいて成立する地代であるが故に、独占地代と規定されるべきだろう。

この独占地代、シャンパン型独占地代は、外からの供給の人為的制限によって成立するという点では、その制限の手段が異なるということを除けば、穀物関税型独占地代と同質のものであり——輸入制限が、「一粒たりとも入れない」という絶対的制限であれば、機構的にも全く同じとなる——、(い)の穀物関税型独占地代で述べたことの多くは、このシャンパン型独占地代にも妥当する。

筆者は、独占地代を、独占的な「土地所有の力」の発揮によって成立する地代と定義してきた。今問題としているシャンパン型独占地代は、社会的幻想という言葉からも言えるように——商標自体も、それが意味ある商標であるのは、いわゆるブランド品と評価されるのは、その商標の商品は上質だとみなされるという、一つの社会的幻想の故であるが——、土地所有者自身による「土地所有の力」の発揮、とばかりは言い切れない側面がある。また、そのような幻想・商標が一度社会的に確立されるならば、例え

ばシャンパニュ地方の土地所有者は、必ずしも「能動的」に行動しているとは言えない側面がある⁽²¹⁾。そこにおける彼らの行動は、単に生じた超過利潤を地代として取得するだけの差額地代論的な行動ともみなしうるものである。だが、その幻想が、土地にかかる幻想、土地所有者がそれに利益を見いだす幻想、その普及を是とし推奨する幻想であることは確かであり、その幻想・商標という人為的な供給制限によって生ずる地代、その幻想・商標によって守られた土地が「独占性」を持つことによって生ずる地代であるが故に、この特殊な地代も、広い意味では「土地所有の力」の独占的発揮によって成立する地代、という規定性において捉えることができるであろう。

商品の使用価値とは、商品の「使用上の価値」であり、物理的な成分・形状それ自体を言うわけではない。使用上の価値、人間の欲望の対象ということが問題になる限り、商品の使用価値は、始めから社会的・共同主観的要素を持っており、その意味では、多かれ少なかれ「幻想」的な要素を持っている。とすれば、魚沼のコシヒカリは美味しいので高くとも買おう、信州四賀村の松茸は香りが良いので高くとも買おう等、シャンパン型独占地代は、いかなる時代・いかなる場所でも多かれ少なかれ存在しうるといいうるだろう。

補論 I 新澤嘉芽統氏の見解

日高氏は、「差額地代第二形態についての諸見解を説いたとき戦後の水準を画するものとして田代氏の論文をあげた〔いわゆるエンゲルス方式とマルクス方式との違いについての問題提起〕。……。絶対地代論の分野においてそれと

(21) 新澤氏は、例の「極上質のぶどう」の場合に成立する地代は、「土地所有が能動的な力としてこれを形成せしめたものではない」が故に、それは、「たんなる独占地代」にすぎない（この「すぎない」は、筆者の読み込み）、としている。この点を含め、新澤氏の見解に関しては、補論Iで詳論する。

似たものをしいて求めるとしたら、おそらく新澤氏の「農業剩余価値形態論」ということになろう。」（『地代論研究』、365頁）と述べている（佐藤他編『『資本論』に学ぶ』V、「16絶対地代」（日高執筆）、有斐閣、1977年、261-2頁も参照）。新澤氏の見解（1954年）は、文字通り「水準を画するもの」であった大内絶対地代論（1957年）以前の見解である。それ故、新澤氏の見解は、価値と生産価格とを量的に比較しうるものとし、さらに、マルクスの絶対地代と独占地代との区別、市場価格が価値以下か以上かという区別に一応従っている点において、マルクスとその限界を共有する見解でしかない。だが、その限界の内においてであるが、実質的には、マルクスの絶対地代と独占地代との区別は意味のない（ナンセンスな）区別でしかないとということを明らかにし、それとの関連で、本稿でも参考を求めたように独占地代に関し興味ある規定を与えている。詳論しよう。

新澤氏は、マルクス引用C(a)(b)(c)の、マルクスが土地所有の力による市場価格の上昇は価値以内に止まるとした論拠、それ故に、そこにおいて生ずる地代は独占地代ではなく絶対地代であるとした論拠を検討し ((a)(b)(c)に関しそれぞれ、第三章第二節・第三節・第四節で)，市場価格が価値以上になる場合も価値以下になる場合もあるという形で、その含意としては、マルクスの絶対地代と独占地代との区別は地代概念を分かつような区別ではないということを明らかにした（参照、110頁）。そして、さらに、マルクスの想定と異なり資本の（有機的）構成が農業の方が他の産業の平均よりも高い場合にはどうなるであろうか、と問題提起し、次のように言っている。

「がしかしこのような場合には最劣等地は無償で資本にゆだねられることとなるであろうか。もしもマルクスもいうようにかかる場合にも、地代が支払われねばならぬとすれば、これは価値以上の価格に立脚する地代であり、絶対地代ではないであろう。しかしながら、単純なる独占地代と同視することもできないであろう。

なぜならば、独占地代は特殊な地味を有する果樹園等に生ずる地代で、その生産物の購買者たちの欲望と支払能力によって決定せられるものであり〔マルクスの引用Bの「極上質のぶどう」の例〕、土地所有が能動的な力としてこれを形成せしめたものではない。右の〔上述の〕地代は土地所有の独占の能動的な力によってもたらされたものであるから、たんなる独占地代とは異なるのである。」と(111頁)。

ここでも、市場価格が価値以下だと絶対地代で、価値以上だと独占地代だというマルクスの規定は、無意味な(ナンセンスな)規定にすぎないということを、事実上明らかにしていると言つていいだろう。すると、新澤氏は、ここで問題になっている地代は、「価値以上の価格に立脚する地代であり、絶対地代ではないであろう。」といつてはいるが、別の箇所では、マルクス的な意味での生産価格以上・且つ・価値以下の「価格に立脚する地代」を用意周到にも、「通常の絶対地代」(97頁)、「通常の意味の絶対地代」(100頁)と呼んでいることから言って、この地代も絶対地代成立の場合と同じ機構に基づいて成立しているが故に——そのことは、新澤氏自身が明らかにしていることである——、「通常の意味の」、マルクス的な意味での絶対地代ではないが、やはり絶対地代だと、実質的には言つてはいるが解釈することもできる。

そして、価値以下か価値以上かという区別を止めるとすれば出てくることだが、「特殊な地味を有する果樹園等に生ずる地代」が、本当に「土地所有が能動的な力としてこれを形成せしめたものではない」とすれば、すなわち、通常そう規定されているように追加供給が物理的に不可能であるが故に生じたもの(差額地代の変種としてのそれ)であれば、それは、新澤氏がいうように「単純なる独占地代」、「単純」に捉えた場合の独占地代、本当は独占地代と規定すべきではない独占地代と、ということになるのではないかろうか。すると、単なる地代要求故の個別的な耕作拒否によって生ずるもの(絶対地代)ではない地代をこそ、文字通り「土地所有

の独占の能動的力によってもたらされる」地代、すなわち、新澤氏が他の箇所で述べているところの「土地所有者たちが団結して〔さらに〕は、「聯合して〕」資本の勢力に対抗する傾向〔「状態」〕(109頁)にある場合に成立する地代こそを独占地代と呼ぶべきである、ということになるのではないだろうか。

以上、多くの曲解を交えたものであり、また、「臥虎の引き倒し」となっている解釈であるかも知れないが、新澤氏の見解は、非常に興味溢れる見解、問題提起的なものといつていいだろう。

第五節 絶対地代をめぐる論争に関連して

前稿32頁で、筆者は、「大内氏。具体的論述を取り上げての詳論は(第五節)に譲り、……結論のみを述べておく。マルクスの絶対地代論を超える地平を開拓した人ですらなお、というべきか、パイオニアであるが故に全てにわたって正しくということは未だ困難であったが故に、というべきなのか、優等地の地代は全て差額地代だという主張に関連して、(通説的)絶対地代論の側面を残している。」と述べた。本節はこの前稿で後論に「譲った」課題に応えたものである。

[1] 「絶対地代をめぐる論争」といつても、絶対地代を価値と生産価格との差額またはその一部と規定すべきかどうかをめぐる、マルクス・いわゆる正統派・宇野氏等、と大内・日高氏等との論争は、筆者にとってはすでに決着づみの論争であるが故に、ここで問題にする論争とは、大内・日高論争のことである。

地代論をめぐる諸見解の配置のなかでは、筆者も時にはそのような表現を使うこともあるが、大内・日高地代論という表現が使われ、両氏の見解の相違・論争といつても、些細な相違・論争と見なされがちである。また、実際、ここで問題にする両氏の相違・論争とは、最劣等地に絶対地代が生じている時に、大内氏は優等地に生ずる地代のすべてを差額地代と規定すべきだ

とするのに対し、日高氏はその一部は絶対地代と規定すべきだとしている、という点にあるが故に、表面的には、ますますそう見えるだろう。だが、両氏のこの点の相違の奥には、両氏の一々すぐ後で述べるように、実際には、日高氏とその他の論者との間の——絶対地代の成立機構把握の全体にかかる相違が存在する。優等地の地代をどう呼ぶかという相違（命名の相違と呼ぼう）の背景として、絶対地代の成立機構把握の相違（絶対地代成立機構の相違と呼ぼう）があるのである。

命名の相違に関しての諸論者の配置と、絶対地代成立機構の相違に関しての諸論者の配置とは、その状況を異にしている。命名の相違に関しての配置において、大内氏の側にあるのは、管見の限りでは山口重克氏⁽²²⁾だけであり、日高氏の側にあるのはマルクスを含めその他ほとんどすべての論者である。それに対し、絶対地代成立機構の相違において日高氏の側にあるのは、筆者を含め極めて少数であるのに対し、大内氏の側にあるのは、すなわち、地代要求分だけ市場価格が「押し上げられる」ことによって絶対地代が成立するという絶対地代論——前稿で通俗的絶対地代論と言ったそれ⁽²³⁾——を正しいとする側にあるのは、マルクスを含めその他ほとんどの論者、そもそも両氏の絶対地代成立機構の相違に無頓着な論者を含めると、ほとんどすべての論者である。以下、直接には、大内氏の「命名」批判という形で述べる「成立機構」批判は、その意味では、大内・日高論争という枠を越えて、大半の諸論者の絶対地代成立機構論の批判という課題を、それ故に、絶対地代概念の再吟味という課題を有することになる。

(22) 参照、山口重克、『経済原論講義』、東京大学出版会、204頁

(23) 前稿では、地代要求分だけ市場価格が「押し上げられる」ことによって絶対地代が成立するという絶対地代論を、「通俗的絶対地代論」と呼んだ。だが、「通俗的」という修飾語がふさわしいのは、マルクス的な価値と生産価格との差額またはその一部が絶対地代だという絶対地代論であろう。その意味では、この「成立機構」における大内説は文字通り「通説」の位置にあるのだから、「通説的絶対地代論」と呼ぶべきであった。

さらには、日高説の内にも、最劣等地の地代要求を一律同額とするという想定との関連において、筆者からすると不徹底な面、正確には、前述の「通説的絶対地代論」批判の「立脚点を危うくする」（前稿、33頁）面があるが故に、その点に関しての日高説批判を意味することになるだろう。

〔2〕大内氏の「命名」の理由は、以下の点にある。

(a)絶対地代は土地所有による投資制限によって生ずる地代である。そして、市場価格の生産価格以上の上昇をもたらしているのは、優等地の土地所有の作用ではなく、最劣等地の土地所有の作用なのだから、優等地の地代の増分は絶対地代と規定すべきではない⁽²⁴⁾。

(b)「土地所有の作用」を果たしているのは、「まさに耕作圏に入る」最劣等地（限界地）である。それ故に、絶対地代は、最劣等地に生ずるだけである。（以下、この、絶対地代成立機構論に関わる「命名」の理由に関しては、次項〔3〕で詳述する。）

まずは、(a)の点を問題としよう。なお、優等地は土地所有の力を発揮していない、優等地は耕作拒否の状態にはない、とする点では日高氏も同様であるので、以下の批判は日高氏にも妥当する。

筆者は、すでに、前稿で、優等地も差額地代以上の地代を要求し、その結果、だれも借り手が見つからず耕作拒否をすることがあることを指摘した（第二節、D. 優等地の耕作拒否による絶対地代、34-6頁）⁽²⁵⁾。また、「大内氏は、そして、留保部分を残してだが日高氏も、一方で優等地の耕作拒否はないしつつ、他方、最

本稿ではそのように訂正する。

(24) 参照、例えば、大内力、『経済原論』（下）、東京大学出版会、1982年、595-6頁。以下、『大内原論』と略記。

(25) 前稿でも参照を求めたが、伊藤誠氏は『資本主義経済の理論』（岩波書店、1989年）で次のように、優等地の耕作拒否を考慮した絶対地代論を展開している。「最劣等地にもっとも鋭く示されるとはいえ、土地の利用にたいする土地所有者の制限は、優等地にも存在しうる。すなわち、優等地の所有者もその所有地の耕作や利用をさしあたり資本に許さないで、地代収入をえる

劣等地に続く生産性の土地からの供給によって最劣等地の絶対地代が制限されるとしている（参照、大内『経済原論』587-8頁、日高『地代論研究』、396頁）」が、それは、「自説否定的含意」を有しているということ、優等地の耕作拒否を認めざるをえない論理構造になっているということを指摘した（43頁）。その意味では、この(a)の批判はすでに終わっている。それ故に、ここでは、前稿での立論を繰り返すことを止め、「従来の地代額（の）固定」という論点との関連における大内・日高氏の見解の検討をするだけとする。

日高氏は、『地代論研究』276-8頁の註で、『地代論研究』の元となった旧稿（法政『経済志林』論文）での自説を自己批判し、次のように言っている（……の引用省略は、日高氏自身によるそれ。(1)等、及び、[……]は、青才の挿入。）。

「ただし、(1)エンゲルスがエンゲルス方式によれば最劣等地に地代が生じなくなるので「そこでかれは、最劣等地に生ずる地代として、絶対地代をもつくるよりほかにないのである。」

(〔「最劣等地に生ずる差額地代について〕)「経済志林」第二四巻第三号49頁〔1956年7月〕)として、挿入文のA地〔最劣等地〕に生ずる地代を絶対地代と理解したのは正しくなかった。(2)更に「土地所有の外的な力があれば、B地〔優等地〕の地主は今まで得ていた……地代を固定してしまうであろう。」(50頁)。といい、その註に「固定できるかできないか、あるいはそれ以上に引き上げるかは、より具体的な条件にかかる。ただ、かりに地代がこのようなときに固定したとしたら、そうさせたものは土地所有の『外的な力』以外にないのである。」と附記している。(3)また「このとき土地所有者が從

ことなくその土地の一部を遊休させておくことがある。たとえば、現在の市況を前提にある期間にわたり借地契約が固定されるのをさけ、より有利な契約条件が成立するまでむしろ土地を遊休させておこうとする判断もおこなわれうる。また、土地所有者は、資本家ほど利殖の効率をたえず追求する必要がなく、優等地であっても奢侈や地位の誇示のために用い、貸し出さな

来の地代額を固定させ、当然低下してしかるべき市場調整価格を土地所有の『外的な力』によっておしあげることは可能であろうが、その地代は絶対地代であってけっして差額地代ではない。」(54頁)。とし、(4)別の場所で「エンゲルスのシステムで押していくべき最劣等（地）に差額地代が生じなくなってしまうので、エンゲルスは絶対地代を密輸入することによって解決しようとした。」(「差額地代第二形態論について」「経済志林」第二五巻第一号88頁〔1957年1月〕)という見解を明らかにした。(5)これにたいして大内氏は「じつはそれは絶対地代ともいえないものであろう。……ほんらい絶対地代は原則としては未耕の……〔この日高氏が引用を省略した箇所で、大内氏は、「(特殊のばあいについては次節でみる)」と述べている〕最劣等地にたいする投資が土地所有によって制限されることを基礎として生ずるのであって、すでに貸し出されている優等地については、土地所有の投資にたいする制限なるものはありえないといわなければならない。」(『地代と土地所有』、147頁)と批判している。(6)この通りであり、土地所有に地代を固定する力などないのである。詳しくはIV〔絶対地代〕参照。」と。

日高氏は、ただ一点、最後の(6)の「土地所有に地代を固定する力などない」とする自説——『地代論研究』での、「土地所有の力のパラドクス」論・「一等級一経営単位のドグマ」批判、を踏まえての自説——に論点を絞って書いていくために、上述の引用文自体は非常にスッキリとしたものとなっているが、実は、日高氏が参考を指示している旧稿、大内氏の叙述等を見るとわかることだが、この叙述は、実際には、様々な論点の錯綜を秘めたものである。まず、第一に、(1)(2)(4)は、『資本論』第三巻第44章、

いでおくこともありうる。」と(156頁)。後者の「奢侈や地位の誇示のため」の優等地の利用制限については、経済学の「原理論」の展開の内にそれをどれほど入れることができるかという点を含め、筆者は判断を留保するが、前者の借地期間との関連における優等地の耕作拒否についての立論は、支持されるべきだろう。

S.749のエンゲルスの挿入部分に関してのものであり、(3)はS.750-2のマルクスの「〔最劣等地への〕逐次的投資の生産力が上がっていく場合」の叙述に関してのものである。そして、(5)の「大内氏（の）批判」は前者のエンゲルスの挿入部分に関しての批判であり、後者の(3)の日高説に対しても大内氏は批判をしているどころではなく、「日高『最劣等地に生ずる差額地代について』、53-4頁の批判はこの点を正しくついている」（『地代と土地所有』、157頁）と評価している。さらに、大内氏は、当該箇所——「第一に」「第二に」と、マルクスの叙述を批判した後に（154-6頁）、また、「かりに」と留保を付けた上でだが、その「第三に」の部分（157-8頁）では、「もしそのばあいなんらかの地代が生ずるとすれば、それは絶対地代にほかならないのである。」と言っている。

だが、我々も、論点の錯綜を解きほぐす作業は省略し、論点を、日高氏がそこに絞っている「地代（の）固定」化の問題、本項で問題としている優等地での投資制限の問題に絞ろう。(5)の「すでに貸し出されている優等地については、土地所有の投資にたいする制限なるものはありえない」という大内氏の指摘は、(6)で日高氏が言っているように「この通りであり」、正しい。だが、「すでに貸し出されている優等地」も、いつかは借地期限の終了の時、契約更新の時期がやってくる。その時には、地代額をめぐって契約が成立せず耕作拒否がなされるということはないのだろうか。(6)で日高氏がいうように、「土地所有に地代を固定化させる力などない」。大内氏は、次項〔3〕以降で批判の対象とする

(26) マルクスは、『資本論』第三部主要草稿では、周知の様に、絶対地代を先に書きその後に差額地代を論じている。このことは、絶対地代論を、最劣等地に生ずる差額地代の存在を知らないまま論じているということ、差額地代論未部分（現行第43章後半のマルクス執筆部分および現行第44章、K. III, S.736-754、マルクスの草稿そのものでは一体のもの）での「土地所有の法則」という概念を用いることなく、またそれ故に、「地代の固定化」という問題を考慮することなく、論じているということを意味する。すると、一つの可能性としては、差額地代論未部分の展開を踏まえて、（例えば、

「絶対地代参加による市場価格押し上げ」論との関連で、上述の「第三に」の部分（157-8頁）ではそれを認めているが、絶対地代で問題となる土地所有の「外的な」力の発揮とは、 χ 円未満の地代では耕作を拒否するという点にあるという日高『地代論研究』IVでの正しい「土地所有の（外的な）力」の規定を踏まえると、「土地所有に地代を固定化させる力などない」とする日高説は正しい。だが、土地所有者が、借地契約更新の際に従来の地代額を「固定」した地代額を要求し、その結果、借地契約が成立せず耕作拒否がなされることはないと想定される。

総じて、(3)の日高氏の叙述の文意を意図的に歪めた以下の規定、日高氏が本能的に感じ取った正しい論点、いわば日高氏の「本意」を生かした以下の規定は、成立しうるのである。優等地・最劣等地を問わず、「土地所有者が」、生産物の需給関係の軟化、地代に転化すべき超過利潤の減少にもかかわらず、「従来の地代額を固定」した地代を相変わらず要求——優等地の場合には、以前の地代額=現在での本来の差額地代額を越える地代額、を要求——し、その結果契約が成立せず耕作拒否がなされると、この耕作拒否という「土地所有の『外的な力』によって」、それ故の投資制限によって、「当然低下してしかるべき市場……価格（は）……おしあげ」られることになるが、その場合に成立する「地代は絶対地代であってけっして差額地代ではない」という規定は成立しうるのである⁽²⁶⁾。

以上述べてきたように、優等地の土地所有者が「土地所有の（外的な）力」を発揮して、投

第三部清書稿執筆の時等）絶対地代論を再考・再論するとしたら、マルクスの絶対地代論は変わったものにならなかったのではないか、優等地の土地所有の力の発揮も理論の内に入れた絶対地代論になったのではないか、とも考えられる。ただし、勿論、それは、一つの可能性にとどまる。また、そうであれば、正しい絶対地代論構築が可能になったということを意味する訳でもない。なぜなら、マルクスの「土地所有の法則」という概念自体、また、「地代の固定化」という発想自体、含意において積極性を持つとしても、それ自体としてはなお問題を残すものであるからである。

資制限・供給制限をするということがありうる」とすると、大内氏の「命名」の理由の(a)は、成立しえないことになる。確かに、大内氏自身の『地代と土地所有』157-8頁での旧来の地代の固定化による絶対地代の成立論は、最劣等地に関してのそれでしかない、だが、そこでの論理展開の構造は、優等地での従来の地代の固定化——正確には、従来の地代額を固定化しての地代要求——による絶対地代の成立を排除するものではないからである⁽²⁷⁾。

[3] 前項では、優等地の耕作拒否、それによる絶対地代の成立がありうることを明らかにした。それだけでも、絶対地代は最劣等地にのみ成立するという大内説は成立しえることになる。だが、本節での主要な課題、命名の相違の背景にある絶対地代成立機構の相違、大内絶対地代論と日高絶対地代論との本質的な相違の検討は、まだ手つかずのまま残されている。以下、大内氏の「命名」の理由(b)の検討を通じ、大内絶対地代成立機構論、通説的絶対地代論の背後にある想定または発想——意識化されていないものも含めてのそれ——を明るみに出し

([3]), それに批判的検討を加えることによって ([4] [5] [6]), 絶対地代成立機構論のなお一層の明確化を計ろう。なお、優等地の耕作拒否の問題はすでに扱っているが故に、また、大内・日高両氏と同じ土俵に立つために、以下の議論では、問題を最劣等地(限界地)に絞る。

(b) 大内氏は、日高氏による批判、『地代と土地所有』第五章に対する批判を踏まえて、『大内原論』では、絶対地代は最劣等地にのみ生ずるという理由につき、次のように主張している。後論でも繰り返し参照を求めるので、以下、当該部分を引用Dと名付け引用しておこう。

引用D (『大内原論』, 596-7頁。ただし、内

(27) 大内氏は、「資本主義と土地所有」(『社会科学のために』, 1977年第3号, 時潮社, 13頁)で、大内氏の「下向序列」の想定に対する宇野氏の批判、に対する反批判という文脈において、そして、様々な認容表現・留保を付してという微妙な叙述の内においてだが、優等

容分けのための(1)等は青才の挿入)

「(1) (日高) 教授はこういわれる。「……大内氏は優等地の得る地代增加分を個別の生産価格にたいする市場価格の超過分として与えられるというが、そのようにして与えられるのは優等地の地代增加分ばかりではない。絶対地代として最劣等地の耕作部分が得るもの自身が、個別的生産価格にたいする市場価格の増加分として与えられるのである。大内氏は最劣等地を一つと考え、それが土地所有の独占の力を行使して絶対地代を生じ、優等地も恩恵を受けるとするのであろうが、最劣等地の一部が独占の力を行使し、最劣等地の他の部分と優等地とが一緒にその恩恵を受けるのである。最劣等地と優等地とを二本立て考えるべきではなしに、最劣等地未耕部分と最劣等地優等地の耕地を二本立て考えるべきであろう。」(……日高『地代論研究』, 430-431頁。……) と。こうして、教授は『資本論』、カウツキー、宇野博士の方式(優等地の地代の内、(市場価格-最劣等地の個別的生産価格) × 収量、は絶対地代とする方式……青才)を支持されるのである。

(2) 優等地の地代増分がなぜ絶対地代かについて、ともかく根拠をあげて説明されているのは、この日高教授が唯一の例であり、そのいみでもこの立論は注目に値する。(3)拙著『地代と土地所有』で、限界地を一箇所と考えているというのは、教授の読み込みすぎのようでもあるが、それが多数あるということを明示していないから、その点は争わないでもいい。しかしかりにそれが一箇所であろうと多数あって一部分だけが耕作されていようと、ここでの論点には差は生じないであろう。(4)問題は教授の、限界地中の未耕地の土地所有の独占の理解のしかたにあるようである⁽²⁸⁾。すなわち、教授のばあいは、未耕地の土地所有の耕作拒否=只では土地の利用

地の耕作拒否を、また、読み込めば優等地での絶対地代の成立を認めているかのような叙述を残している。参考されたい。

(28) 大内氏が言っている意味においてではないが、当該部分における日高氏の「独占」という用語の使用には、

を許さない、という事実が絶対地代の成立をもたらすという点が強調されるあまり、それが耕作圏に入るとき〔強調符は大内氏〕この「拒否権」がものをいうという点が軽視、ないし無視されているのではないかと思われる。未耕地が多数あって、それが無償では使えないという一般的的事実が前提されていることはいうまでもないが、そもそも借地人がその一部を借り入れようとしている限りは、「拒否権」も発動のしようがない。そしてその借入れが現実化するときはじめて地代が要求され、それが穀物の市場価格をつりあげるのである。そういう作用は「最劣等地未耕部分」のすべてが果たすわけではなく、まさに耕作圏に入る、その土地部分の〔強調符は大内氏〕土地所有の作用というべきであろう。(5)そういう作用力をもつのは限界地のみなのだから、絶対地代もそこにのみ成立すると考えることには問題はないというべきであろう。」

以下、「通説的絶対地代論」の主張を批判的含意を込めて要約した前稿31頁の叙述を再録し、そこでの論点に沿って、大内・日高両氏の見解の異同等を確認することを通じて、「通説的絶対地代論」の背後にある想定・発想を摘出しよう⁽²⁹⁾。なお、以下、数値・土地等級名等は、前稿の表B（25頁）のそれを用いる。因みに、表Bは、日高氏の絶対地代の表（『日高原論』、207頁）に依拠したものである。

筆者は、前項31頁で次のように述べた〔以下、

筆者も賛成できない。そもそも、前節でも述べたように、「独占」という用語の多用は議論に混乱をもたらすだけだという点を除いても、ここでの「独占」という用語——耕作拒否をし供給をしていない側の方を「独占」と規定するそれ——は、日高氏の他の箇所での用語法、例えば、「第一級地だけが耕作されていたとき需要が増大してそれだけでは需要をまかなえなくなると、第一級地の資本家は独占的位置をえる」（『地代論研究』、386頁）等、むしろ、供給を「独占」的にしている側の方を「独占」と呼ぶ用語法とも齟齬しているからである。当該部分直前のレーニンの「独占」という用語法（参照、430頁）、土地所有が、といってよいところを、土地所有の「独占」が、という等「独占」という用語を多用するレーニンの用語法に引きずられ「土地

「通説的絶対地代論の要約」と呼ぶ]。

表B「にそくして述べると、（通説的）絶対地代論では次のような主張がなされている。（以下、〔………〕内に疑問等を付す）。①IV（最劣等地）の土地所有者の40円の地代要求〔IVの土地所有者が単数か複数かは不明、複数の土地所有者がいるとすると全員が40円の地代を要求していると想定〕②資本家は、市場価格が、（IVの）一般的生産価格75円+絶対地代額5円、すなわち、80円以上にならない限りは、1kg当たりの絶対地代5円を支払うと平均利潤も得られないでIVに投資することはない。その限りでの、IVの土地所有の力による、耕作制限・投資制限・供給制限〔絶対地代は支払わなければならぬ費用となっており、そのためには、市場価格80円未満の場合には投資は制限されるという意味での制限、以下、「絶対地代費用化による投資制限」と呼ぶ〕。③その供給制限によって、市場価格は、絶対地代を支払いとするほどの価格、一般的生産価格75円に絶対地代5円を上乗せした価格、すなわち、80円まで「押し上げ」られる〔以下、「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」と呼ぶ〕。④市場価格が80円以上に「押し上げ」られると、資本家による絶対地代を支払ってのIVの耕作が可能となる〔耕作がなされたら、そこからの供給によって市場価格は低下するのではないのか〕。⑤IVの土地所有者は、その価格「押し上げ」分を、地代として取得する〔地代を取得するということ

所有（の独占）の力」と言ったのかも知れないが、單に「土地所有の力」または「土地所有の外的な力」と表現すべきだろう。日高氏の他の箇所での規定・叙述から言って、「の独占」という言わざもがなの語句の付加が日高説の真意を誤解させる決定的なミス、または、大内氏の批判を許す原因になったとは言えないだろうが、少なくとも、明晰性を損ない、日高説の真意を疊らすことにはなっている。

(29) 筆者は、すでに、内容的には、前稿30-4頁において、通説的絶対地代論の批判を行った。以下の叙述では、「大内氏の具体的な叙述を取り上げての」詳論、地代カルテル型独占地代との関連等通説的絶対地代論の背後にある想定・発想を含めてのより広い視野からの批判が目指されている。

は、土地を貸しているということ、耕作を許しているということを意味する]。⑥総じて、1 kg当たり5円の絶対地代要求→1 kg当たり5円の市場価格の上昇→1 kg当たり5円の絶対地代の成立〔5円の絶対地代要求が5円の絶対地代を生み出す、という幸運の実現〕と。

まず、①について（以下、①等は、上記の引用文中のそれ）。

大内氏は、大内引用Dでの叙述から言っても、また、他の差額地代論等の叙述においては複数の土地所有者・経営単位を想定していることから言っても、IV（最劣等地）の土地所有者を単数と考えている訳ではない。だが、引用D(3)の「かりにそれが一箇所であろうと多数あって一部分だけが耕作されていようと、ここでの論点には差は生じないであろう。」という叙述からして、「かりに……一箇所」であっても成立する絶対地代論、「土地所有の作用」を果たす土地と絶対地代を取得する土地とが同じ土地であってもよいとする絶対地代論——大内説の場合には、正確にいうと、同じ土地であるという絶対地代論——が説かれているといいうるだろう。日高氏の場合には、後に問題とする「一経営単位のドグマ」批判との関連において、IVの地所は単数であってはならない。IVのなかに、「土地所有の作用」を果たしその結果耕作されない土地と、貸し出され絶対地代を取得する土地とがなければならないからである。ついでに触れておけば、筆者の場合には、「一経営単位」でない、という点は、絶対地代成立の必要条件ではない。その意味では、大内氏と同じく「かりに……一箇所」であっても成立する絶対地代論である。以下の点は大内氏と異なるが、IVが一経営単位でそのIVの土地所有者が「土地所有の外的な力」を発揮して耕作を拒否した場合には、絶対地代はIVには生じないが他のI・II等の優等地には生ずるからである。

さて、IVに複数の土地所有者がいるとしてその地代要求はどうなっているのだろうか。大内氏の場合には、地代要求のバラツキという問題をそもそも問題にしていない。その限りで、さ

らには、後に（次項〔4〕で）問題にする点、地代要求による投資制限をマルクスと同様に国家による租税賦課とアナロジカルに語っている点において、事実上、IVの土地所有者の地代要求は一律同額となっている。日高氏の場合には、前稿で述べたように（28頁、註⑫）。なお、前稿33頁では、註⑫とあるべきところを註⑬と誤記した、訂正しておく）、『地代論研究』（1962年）では、同一等級の土地所有者の間の地代要求のバラツキを想定していたが、『日高原論』（1983年版）では、一律の地代要求の想定に後退している。また、『地代論研究』においても、絶対地代の成立機構の展開そのものは、この「地代要求のバラツキ」を理論展開の内に入れたものにはなっていない。その点は、通説的絶対地代論批判の橋頭堡を危うくするものであり、批判されるべきだろう。筆者は、表I（前項31頁）に示したごとく、IVの土地所有者の間の地代要求のバラツキを当然のことと考えている。なお、誤解のないように先回りして言っておくと、日高氏が通説的絶対地代論ではないということからもわかるように、地代要求一律の想定=通説的絶対地代論、地代要求バラツキの想定=通説的絶対地代論ではない正しい絶対地代論、という図式が成立する訳ではない。ただ、地代要求のバラツキを考えると、通説的絶対地代論は成立しえない謬見であるということが明らかになるというにすぎない。

伏線はこのくらいにして、先に進もう。

「通説的絶対地代論の要約」②～⑤について。

大内氏は、『地代と土地所有』では、特に、第四章「最劣等地の差額地代」において、③の「絶対地代の参加による市場価格の押し上げ」論を主張していた。それが、第五章「絶対地代について」においてではなく、特に、第四章「最劣等地の差額地代」において述べられているのは、大内氏が、差額地代と絶対地代との差異を、その点に見たからであろう。例えば、「差額地代はほんらい地代をふくまざる生産物の個別の生産価格によって規制される市場価格と、より生産性の高い資本の生産物の個別的生

産価格の差でなければならぬのに、エンゲルス方式では地代が先に前提され……それが市場価格の中に、規定的なものとして含まれることになっている……。もちろん地代が市場価格のなかに規定的にふくまれているというかぎりで、それは絶対地代に似通っている。しかし……」(146-7頁)。「前者〔差額地代〕はつねに地代を前提せざる生産価格が市場価格を規制することを基礎にし、後者〔絶対地代〕は地代を前提して市場価格が規制されることを基礎にしている。」(166頁)等。

大内氏は、『大内原論』では、日高絶対地代論、正確には、『地代論研究』での絶対地代論（参照、410-432頁）を踏まえて——それは、日高氏の批判を入れてというよりも、大内氏にとって我が意を得たりという性格のものと思えるが——、随所で（588、590、595頁）日高絶対地代成立機構論の内容を入れている。その点では、純粹の「絶対地代の参加による市場価格押し上げ論」とはいえない微妙な面もあるが、基本線は、依然として、以下引用・参照するように土地所有の作用により要求地代額分だけ市場価格は上昇するという「市場価格押し上げ」論である。

まずは、『大内原論』「第二節 絶対地代」冒頭項〔一六三〕での絶対地代成立論の概説的叙述（578-9頁）を参照。そこでは、筆者の「通説的絶対地代論の要約」の①～⑥の内容が述べられている（というより、事実は、筆者が、大内氏の当該部分を①～⑥に要約したのだが）。その叙述は、誰もが説いている絶対地代成立論と見えるだろう。また、多くの論者はその展開に何の疑問も持たないのだろう。だが、当該部分に相当する日高氏の叙述（『日高原論』、206-7頁）は、これとは異なるものである点に注意されたい。

その他、次の叙述が挙げられる。「優等地の地代は、穀物の市場価格が限界地の絶対地代の作用でより高い水準になったことの反射として増加するが、それは優等地の土地所有とは何の関係もない」（『大内原論』、595頁）。大内引用

Dの(4)の「それ〔未耕限界地の一部〕の借入れが現実化するときはじめて地代が要求され、それが穀物の市場価格をつりあげるのである。そういう作用は「最劣等地未耕部分」のすべてが果たすわけではなく、まさに耕作圏に入る、その土地部分の土地所有の作用というべきであろう。」強調符を付した「それ」が、「要求された「地代」のことだとすると——文法上はそう解せるが——、完全なる「(要求地代による)市場価格押し上げ論」である。また、たとえ、その「それ」が、「地代が要求され」るということ、を意味するとしても、地代要求によって耕作拒否がなされるという意味でそう言われているのでない限りにおいて、本質的な意味は異なる。

それに対し日高氏は、「土地所有は直接に生産物の市場価格を上昇させる力をもっていない。土地所有の力は〔差額地代の場合のように〕既に形成された超過利潤を横取りするということを別にすれば、何をなしうるのか。かれ〔または土地所有者〕がなしうることは只一つ、土地を貸さないということだけである。」(411頁)といい、そして、市場価格が上昇するのは、その「土地を貸さない」ということによって、それだけ供給が制限された結果であるとしている（参照、412頁）。

大内説と日高説との相違は明らかであろう。大内氏の場合には、引用D(4)で言っているように、「まさに耕作圏に入る、その土地部分」が「土地所有の作用」を果たしている、これと異なり、日高氏の場合には、絶対地代で問題となる「土地所有の力」とは「土地を貸さない」という形で「作用」するのであり、その作用を果たしているのは「耕作圏に入らない」土地部分なのである。そして、「穀物の市場価格をつりあげる」のは、市場価格が生産価格（最劣等地の個別の生産価格）以上（本稿の例では、1kg当たり80円）となるのは、大内氏の場合、「まさに耕作圏に入る」限界地の一部が、 χ 円（1アール当たり40円、大内氏の例では、10アール当たり0.3万円）の地代を要求している

からである、それに対し、日高氏の場合には、最劣等地の 1 アール当たり 40 円の地代を要求している土地の一部が「耕作圏に入らない」ことが、そうでない場合と比べると需給関係を変え、その結果、市場価格は生産価格以上の値（80 円）となっているのである。以下述べる両氏の見解の相違も、基本的にはこの点の相違に関わる。

大内氏は、前述したように、最劣等地が「一箇所であろうと」成立しうる絶対地代論を主張している。それに対し、日高氏ならば、次のようにいうだろう。最劣等地が「一経営単位」だと想定すると以下のよう矛盾が生ずる。「耕作をゆるさないことによって〔②の投資制限の故に〕供給が減少し、生産物の市場価格が上昇したのであったが、〔⑤④の想定のように〕耕作を許せば供給が増加し、市場価格は低下するのではあるまいか。」（『地代論研究』、412 頁。418 頁も参照）。もし、最劣等地からの供給によって需要を充たしうるなら、「生産物の市場価格」は、最劣等地が自由にフリーに只で使用できる場合の価格、すなわち、最劣等地の個別の生産価格にまで低下し、絶対地代は成立しえなくなる。もし、最劣等地からの供給によっても需要を充たしえず、市場価格が最劣等地の個別の生産価格を越える価格になるとすれば、最劣等地には地代〔地代に転化すべき超過利潤〕が生ずる。だが、その地代は、最劣等地が「一経営単位」でありそこからの供給がなされた後にも、すなわち、最劣等地に「余地が残されていない場合」にも成立する地代であるが故に、「土地所有の力」とは関連のない地代、最劣等条件にも自然的制限性がある場合に成立する地

(30) 「過渡的差額地代」は、『高原論』においてそうであるように（196-7 頁），すでに差額地代論で問題となる概念である。だが、日高氏にとってもそうであったように、その概念の意義は、絶対地代・独占地代概念を逆照射するものであるという点にある。それ故だろう、日高氏自身による「過渡的差額地代」概念の発見または構想そのものも、差額地代論においてではなく絶対地代規定との関連においてであった。『地代論研究』で、過渡的差額地代という用語が最初に登場する

代、すなわち、「過渡的差額地代」であって、絶対地代ではない。と⁽³⁰⁾（参照、『地代論研究』、415, 418, 420, 423 頁）。

絶対地代において問題となる「土地所有の力」とは、 χ 円未満の地代では「土地を貸さない」ということであるという日高氏の論点を認めるならば——筆者は支持し認めているが——、何人も反論できない主張であろう。だが、大内氏は言うだろう。問題となっている「まさに耕作圏に入る、その土地部分」からの穀物の供給が、需要を——『大内原論』の例では、「米の需要（は）1,566万トン以上」（578 頁）——充たすためには必要なだから、「市場価格は低下」しない、そして、その土地は χ 円の地代を支払わない限り使用できないのだから、市場価格はその地代を含んだ額になると。強調符を付して注意を促した「需要」を充たす・充たさないという表現に注意されたい。後に〔(5)〕で詳論するように、一見なんでもないことのように思えるだろう「需要」を充たす・充たさないということの意味内容をいかなるものとして捉えるかという点に関わる相違が、前述した要求地代額を含んだ形で市場価格が決まるという大内説と、需給関係によって市場価格が決まるという日高説とを分かつ相違点なのである。

最後に、「通説的絶対地代論の要約」⑥の要求地代額と絶対地代額との関連について、大内、日高、筆者の違いをまとめておこう。（数値等は、本稿でのそれに合わせる）

大内氏の場合には、⑥で述べたように、「まさに耕作に入る、その土地部分」の 1 kg 当たり 5 円（1 アール当たり 40 円）の絶対地代要求→

のは、97 頁、差額地代の第一形態論においてであるが、『地代論研究』の元となった連作論文は、差額地代第二形態、絶対地代、差額地代第一形態、という順序で執筆・発表されており、当該部分は、絶対地代論執筆以後のものである。また、そこで日高氏は、「過渡的差額地代はけっして絶対地代ではないが、絶対地代の機構を理解するうえに非常に重要なものであることを注意しておきたい」と註記している（99 頁）。

1 kg当たり 5 円の市場価格の上昇→1 kg当たり 5 円の絶対地代の成立、となっている。

本稿での例に合わせ、最劣等地IV200アールの内、150アールが「土地所有の外的的な力」を発揮して耕作拒否状態にあるとすると、日高氏の場合には、1 kg当たり 5 円の地代要求をしているIVの内の150アールでの耕作拒否→それによる耕作制限・投資制限・供給制限→市場価格の80円への上昇→IVの耕作されている土地50アールでの1 kg当たり 5 円の絶対地代の成立、となる。

市場価格は、要求地代額とは直接の関連はなく需給関係で決まるという筆者の絶対地代成立機構論に立つと、大内氏に対しては、⑥で述べた「5 円の絶対地代要求が 5 円の絶対地代を生み出す、という幸運の実現」という批判的コメントが妥当する。日高氏の場合にも、IVの内の耕作されている50アールに関しては、5 円の地代要求をし 5 円の絶対地代を得ているが、それは、日高氏が、IVはすべて一律に1 kg当たり 5 円の地代要求をしていると想定しているからであって、けっして「幸運の実現」ではない。その意味では、一律の地代要求という日高説の限界は、IVの地代要求を一律にしている場合には、IVの耕作拒否面積の想定・それによる供給制限量の想定がどうであろうと市場価格は80円となるが故に、絶対地代論を「幸運の実現」という偶然に依拠することなく説こうとしたためのものとも考えられる。

筆者の場合には、IVの土地所有者の地代要求のバラツキを想定しているが故に、IVの150アールでの1 kg当たり 5 円（1 アール当たり 40 円）未満の地代での耕作拒否→…………→IVの耕作されている土地50アールでの1 kg当たり 5 円の絶対地代〔正確には、絶対地代に転化すべき超過利潤〕の成立、となる。

前稿での筆者の絶対地代論展開の本論部分（24-30頁）ではIVの地代要求額のバラツキを、IVの200アールの内、1 アール当たり 30 円以下が40アール、40円が30アール、50円以上が130アールと想定した（表 I、29頁。以下想定 A と

呼ぶ）。その場合には、40円の地代要求をしている土地の内耕作圏に入った10アールに関しては、40円の地代要求をし40円の絶対地代を得ている、それは、日高氏の場合とは異なり、「幸運の実現」である。需給関係から市場価格が80円になる時に、ちょうど、その市場価格－自己の個別的生産価格、の地代を要求し、また、その地代で借り手が見つかる、ということは「幸運」の他は考えられないからである。

だが、筆者の絶対地代成立論も、この「幸運」に依拠している訳ではない。筆者は、「IV の内耕作圏に入った50アールの土地がどういう地代要求をしているかということはどうでもいいこと」（31頁）だということを明示するために挙げた地代要求のバラツキの想定（想定 B と呼ぶ）では、「IVの50アールは（1 アール当たり）1 円の地代要求、他の150アールは60円以上の地代要求」としたが、その場合にも、市場価格は80円となり、絶対地代〔正確には、絶対地代に転化すべき超過利潤〕は、1 アール当たり 40 円となるからである。

以上述べた点を踏まえると、問題は旋回する。地代要求のバラツキを想定することから言って当然にも、すでに、筆者の想定 A でも、10アールの「幸運が実現」されている場合を除き、借地契約が成立した土地所有者の要求地代額=取得地代額と、絶対地代額とは相違し、また、想定 B の場合には、1 アール当たり 40 円の絶対地代を取得している土地はどこにもない。この一見「難点」と見えること——日高氏が、最劣等地すべての地代要求を一律同額とした理由は、この「難点」を避けるためであったと思われるが——、それは、けっして「難点」ではなく、地代論の展開において当然考慮されねばならないこと、「地代そのもの」または実際の地代・現実の地代（要求地代、契約が成立すればそれは同時に取得地代）と、「地代に転化すべき超過利潤」との概念的相違（前稿、15頁、34頁等参照）という問題なのである。

本項を終えるに際し、これまでの展開を通じて摘出してきた通説的絶対地代の背後にある想

定または発想に対する批判点を三点にまとめておこう。

第一に、地代要求一律の想定の下での絶対地代成立論は、事実上、地代カルテル型独占地代成立論と同じものになってしまふということ。

(この点については、次項〔4〕で検討する。)

第二に、市場価格は需給関係で決まるしかないが故に、要求地代額だけ市場価格を上昇させるというような「土地所有の作用」はありえないということ。〔5〕で検討)

第三に、「実際の地代」と「地代に転化すべき超過利潤」を同額と考える必要はない、さらには、同額と想定することはできない、ということ。〔6〕で検討)

〔4〕従来、同じ等級の土地の地代要求は同額と想定されてきた。それは、まず、日高氏の「一等級一〔経営〕単位のドグマ」(『地代論研究』、429頁)の故と考えられる。例えば、最劣等地IVを「一経営単位」と考えると、IVの土地所有者の個別的な地代要求額がIV全体の地代要求額となるが故に、地代要求のバラツキといふ

(3) 日高氏は、IVが複数の経営単位からなるが、その土地所有者が単数の場合を想定し、次のように言っている。「……普通絶対地代は極めて小さいところに抑えられるであろう。そこで土地所有の独占の力が最も効果的に發揮されるためには、第四級地〔最劣等地〕が多くの経営単位に分かれていながらしかも只一人の土地所有者に独占されているという特別な状態が必要であろう。こういう状態ならば一方の土地の耕作拒否が自分の所有している他の土地の地代を可能にするということになり、どの程度の高い地代要求が第四級地の地代の合計の最大限を可能にするかということがつかみうるであろう。しかしそういう特別な状態でさえなければ絶対地代は極めて小さいものだといってまちがいはないであろう。」と(『地代論研究』、423-4頁)。

この論述は、最初と最後の「絶対地代は極めて小さい」ということをいわんがために、日高氏にとっても本来想定すべきではないような「特別な状態」を想定して述べたものであろう。だが、この地代をたとえ「特別な状態」の下でのそれであるとしても、絶対地代と規定するのは問題だと言わざるをえない。日高氏にとって、本来、絶対地代をもたらす「土地所有の力」故の耕作拒否とは、 χ 円未満の地代では土地を貸さないという個別的なそれであり、そこで想定されている土地所有者は、自分の土地からの生産物の供給如何によって市場価格がどうなるかは「つかみえない」ような個別的経済主体であったはずである。もし、「どの程

ことを考えること自体がそもそも不可能となるからである。マルクスは、「一等級一経営単位」ということを意識して強くそう想定していた訳ではないだろう。だが、マルクスの地代表、例えば表1(K. III, S.666, S.674)では、等級A・B・C・Dの土地を、それぞれ1エーカー、合計4エーカーとしていることから言って、事実上、「一等級一経営単位」の想定をしていることになる。すると、その場合には当然そならざるをえないが、一等級同一地代の要求という想定の下、すなわち、地代要求のバラツキを考えることなく、地代論を展開することになる。そして、支持であれ批判であれ、マルクスの地代論との関連で自己の地代論を説く論者の多くも、一等級同一地代の要求というマルクスの想定に——おそらくはそのことを意識することなく——従うことになったのだろう。

だが、同じ等級の土地は、複数の経営単位からなり、土地所有者も複数でありますと考える⁽³¹⁾と、日高氏の言うように、「数多い(ときまつたわけではないが)第四級地の土地所有者

度の高い地代要求が第四級地の地代の合計の最大限を可能にするかということがつかみうるであろう」ような土地所有者を想定し、彼が、自己の土地の耕作・非耕作の割合を調整して、すなわち、意図的・人為的な供給制限によって市場価格の値に影響を与えるとすると、その場合に生ずる地代の増分は、本当の意味で「独占」的な「土地所有……の力」の発揮によって生ずる地代、すなわち、独占地代と規定されるべきであろう。日高氏の場合には、前節Aで述べたように独占地代が差額地代的に把握されているが故に、本来独占地代と規定されるべき地代が絶対地代の規定の内に紛れ込むこととなつたのだろう。だが、市場動向を「つかみ」供給を人為的に調整することによって生ずる地代は、独占資本の行動による独占利潤とその性質において同じものであるが故に、独占地代と規定すべきであろう。

以下、この日高氏の叙述との関連において、飯島充男氏の日高絶対地代論批判(正確には非難)に触れておこう。飯島氏は、「III 土地所有の独占と絶対地代」(『講座 資本論の研究』第4巻所収、青木書店、1980年)において、次のように述べている。

「日高氏の絶対地代形成論の第一の問題点……。農作物の市場関係を媒介にして地代を徴収するために、市場動向につねに目配りしながら需要量をこえないよう供給量を調節する地主カルテル。既耕地地主に地代を保証するために自己の利益を顧みず階級的使命感に燃

がすべて一様にエーカー四シリングを要求することは偶然のほかは考えられない」「新しく耕作にはいってくる土地が一様にエーカー四シリングの絶対地代を要求するとはいえない」（『地代論研究』、400頁）ということになる。そして、本稿前節（第四節）での、地代カルテル型独占地代の規定を踏まえると、一律同額の地代要求は、「偶然のほかは考えられない」という以上の意味を持ち、最劣等地の土地所有者達が地代額に関するカルテルを結びそれ以下での地代では土地を貸さないという協定を結んでいる場合の「ほかは考えられない」と、いうことになる。従来の最劣等地すべての地代要求は一律同額という想定による絶対地代成立論は、事実上、「地代カルテル型独占地代」の成立論となってしまうのである。

地代カルテル、当該問題の限りでは、最劣等地IVの土地所有者の間で1アール当たり40円という地代カルテルが存在する場合には、筆者の「通説的絶対地代論の要約」が妥当することになる。②地代要求のバラツキを考えるとそう

えて貸付拒否を行う土地所有者。こうした土地所有者像は、マルクスの指摘どおり虚構＝「作り話 Fiction」ではないのか。農産物の需要に供給が追いつかないという保証は何もないである。

第二の問題は、氏の立論はまたもマルクスの指摘どおり、実質的には「リカードの理論と一致」してしまうという点である。というのは氏はさすがに作り話に安住できず「ある土地の耕作拒否が他の土地の地代を可能にするのであるから、なるべく早く耕作圈にはいった方がトクだということになり、……普通絶対地代は極めて小さいところに抑えられるであろう。」（……〔『地代論研究』、423頁、前述の引用の直前の文〕）としている。つまりここでは、自己犠牲的な使命感に燃えた土地所有者像は排除されているのであり、地主は少しでもトクをしようとする経済人として指定されている。となれば……氏の考察の帰結は、絶対地代を否定するリカードの議論と同一である。」と（100-1頁）。

ここで、飯島氏が「第一の問題点」として述べている日高説なるものは——私はそのような日高説を見たことも聞いたこともないが——、本当に日高説なのだろうか。飯島氏の理解とは異なり、マルクスは、時には、引用A(2)「イギリスにおいてさえも豊饒な土地の大きな部分は、他の部分の価値を高めるために、人為的に農業から、およそ市場から、引き上げられている」（Th. II, S.330）等——まさにそれこそ「マル

はならないが、IVの土地所有者が一律に1kg当たり5円の地代要求をしていると想定すると、その要求地代額は、IVの土地を借りようとする資本家全員にとって同額の「費用」となり、③市場価格は、その地代額だけ上乗せされた値に「押し上げられる」ことになり、⑥1kg当たり5円の地代要求により1kg当たり5円の地代が成立する（この場合には、絶対地代ではなく地代カルテル型独占地代が、また、「幸運の実現」としてではなく必然的なこととして成立する）ことになる。従来の絶対地代額分だけ市場価格が上昇するという絶対地代論、通説的絶対地代論は、論者には意識されていないのだろうが、実は、絶対地代成立論ではなく、地代カルテル型独占地代成立論、地代カルテルの存在の「ほかは考えられない」場合の地代の成立論なのである。

マルクスは、随所で、絶対地代を問題にする際、最劣等地の土地所有者の地代要求を、関税・租税の賦課とアナロジカルに語っている（例えば、K. III, S.770）。そして、大内氏は、

クスの指摘どおり」に——、飯島氏が「第一の問題点」として批判しているような土地所有者を想定している。だが、一体、日高氏がどこでそうしているというのだろうか。本註で引用した日高氏の叙述では、確かに日高氏は「市場動向に……目配り」する土地所有者を想定している。だが、それは、日高絶対地代成立論の本論ではないことは、日高氏自身にとっても「普通絶対地代は極めて小さいところに抑えられるであろう」ということをいうための逸脱——私（青才）的な読み方からすると日高絶対地代論にとっては「言わざるもがな」の叙述——であることは、日高『地代論研究』をざっと眺めただけでもわかることがある。そして、飯島氏が「氏はさすがに作り話に安住できず」といって引用している文は、これと同一パラグラフのもの、それも、その叙述の前に書かれているものである。飯島氏といえども、まさか同一パラグラフ内で日高氏は「作り話」を作り、そして（正確にはその前に）「作り話に安住できず」それを否定、とは、言わないだろう。とすると、飯島氏がいうように日高氏が「作り話」をしている訳ではなく、日高氏が「作り話」をしているという「第一の問題点」の日高説なるものこそ「作り話」、飯島氏が作った「作り話」と言わざるをえない。ある人がAと言っている時にBといっているといい、そして、Bは誤りであるから結局Aと言わざるをえなくなっている、という形での批判、この類の批判を我々は何と言ふべきなのだろうか。何ともでたらめな非難、という

そのマルクスの文章を肯定的に引用し、「「ここでは土地所有は、これまで未耕作もしくは賃貸されていなかった土地におけるいかなる新たな資本投下をも、関税を徴収することなしにはゆるさない障壁をなしている」〔K. III, S.770〕のである。その結果、もしこの関税がなければ2.4万円にとどまったであろう米の市場価格が一俵あたり600円だけつり上げられることになり、それによって生ずる超過分が地代として徴収されるのである。」(『大内原論』, 580頁)と言っている。勿論、単なるアナロジーにすぎないのであろう。だが、そのことは、大内絶対地代論、正確には、その成立機構論が、関税徴収の故の市場価格「つり上げ」とアナロジーできるものであるということを示しているようと思える。また、大内氏は、リカードの地租賦課の例を取り上げ、次のように言っている。「もちろんここでリカードウがいっているのは、国による課税のことであって、土地所有による絶対地代の要求のことではない。しかしここには絶対地代の機構があるいみでは『資本論』以上に明確に指摘されているといえよう。すなわちその理由はともあれ、限界地の農産物の価格がその生産価格以上に騰貴するならば、優等地の地代がそれにおうじて上昇するという機構である。もしこのばあいの国家を地主におきかえ、最劣等地の地租を、地主がその耕作にさいしてあらかじめ要求する地代=絶対地代におきかえるならば、マルクスの考えた絶対地代の機構は、価値と生産価格の差という論点を別とすれば、完全に与えられているのである」と⁽³²⁾。この大内氏の叙述は、正しい。リカードの地租

しかないだろう。

日高説の「第二の問題」なるものについても述べておこう。飯島氏は、日高絶対地代論を「またもマルクスの指摘どおり、実質的には「リカードの理論と一致」してしまう」と批判(非難)する。だが、マルクスは、飯島氏が理解しているほど単純ではなく、飯島氏が「第二の問題」で引用している日高説と同質の指摘をしている。私の用語法では「土地所有の外的な力」の矛盾・質的限界を指摘している。「土地所有は、前提によれば、賃貸しなければ少しも収益をあげず経済的には無価値なのだから、市場価格が生産価格よりも

賦課は面積当たり同一であるが故に、最劣等地のそれに限り、「最劣等……の地租を、地主がその耕作にさいしてあらかじめ要求する地代……におきかえるならば」、事態は、最劣等地の土地所有者達が地代カルテルを結び、全員が一律同額の地代要求をしている場合と同じとなり、「マルクスの考えた絶対地代の機構」は、すなわち、通説的絶対地代論は、「完全に与えられ」ことになる。だが、大内氏は、この叙述を「リカードウ地代論の再評価」(第二章の表題)として述べており、ここでの「絶対地代の機構」論は、大内氏のそれでもある。すると、この大内氏の論述の正しさそのものが、大内絶対地代論を否定することになる。最劣等地のすべてが一律同額の地代を要求するという事態は、全国一律に賦課される地租を支払うために「地主がその耕作にさいしてあらかじめ」地租分を地代として借り手から徴収する場合、一律同額の地代カルテルを結んでいる場合を除いてはありえず、その場合にのみ市場価格が地租額または要求地代額を含んだ価格にまで上昇するという「機構」が成立するのだから。

[5] 前項では、通説的絶対地代論は、その内実において、地代カルテル型独占地代成立論、独占地代の内でもその存立の可能性が薄いそれの成立論でしかないことを明らかにしてきた。だが、その場合でも、前節で指摘したことではあるが、市場価格は需給関係から決まるしかなく、市場価格がカルテル地代分だけ高くなっているのは、その地代カルテルによってそれがない場合と比べると耕作されない土地が増え、それだけ供給量が制限されているからである。以

わざかに高くなるだけでも、最劣等地種類の新たな土地を市場に投げるに充分である」と(K. III, S.766)。飯島氏は、この叙述に対しても、マルクスは「リカードの理論と一致」と論難するのだろうか。マルクスの叙述、その内部にある誤り・矛盾・齟齬を含めての豊饒な叙述を狭めて理解し、その上で、「マルクスの指摘どおり」、マルクスは正しいとするのは、本当の意味でマルクスを生かすことではないように筆者には思える。

(32) 大内力、『経済学における古典と現代』、東京大学出版会、1972年、第二章、138頁、当該部分初出1968年4月。

下、市場価格は需給関係で決まるしかないという点を、その含意まで含めて詳論することによって、絶対地代で問題となる「土地所有の力」は、日高氏の言うように、「土地を貸さない」という形でしか発揮しようがなく、直接に市場価格を押し上げることはできない、ということを明らかにしよう。

市場価格は需要と供給の関係で決まる。だが、「需要」とは、「供給」とはなんであろうか。例えば小麦に対する「需要」という問題を考えて見よう。特定の状況の下では小麦に対する特定の「大きさ」の社会的欲望、人口・所得の分布状況等によって規定されたそれがある。前稿では、それを需要「力」と呼んだが、同じ需要「力」の下でも、実際の需要「量」は、価格が高ければ少ない価格が安ければ多い等、価格との関連において異なる値となる。例えば、小麦の価格が高くなると、パンの代わりに「ご飯」を食べる人または機会が増え小麦に対する需要「量」は減少する等、他の商品との代替性との関連において（他の商品との代替性が全くない商品というものはそもそも考えられない。ゴッホの絵が高くて買えないで酒を飲むというのも一種の代替である。）、通常、需要量は価格と逆相関の関連にあるからである。筆者は、この点を考慮し、前稿では、小麦に対する需要「力」一定の下、小麦の市場価格が75円の場合には需要量10000kg、78.75円の場合には9760kg、80円の場合には9600kg、85円の場合には9504kg等々と、想定した（前稿での地代表等を参照）。需要曲線という言葉を使うならば——どこでも微分できるとは限らないので本当は「曲」線といわぬ方がよいのだが、また、連続と限ったものではないので本当は「線」という言葉も使わぬ方がよいのだが——、横軸に使用価値量、縦軸に価格を取ると、需要曲線は右下がり、となる訳である。「供給」という概念に関しても同様のことが言える。供給「量」は、価格との関連で別の数値となる。

我々は、ここでやっと高校の政治経済の教科書における市場価格は需要（曲）線と供給

（曲）線との交点で決まるという凡庸な真理にまで辿り着いた訳である。だが、それは、確かに「真理」であるが、実際には何も言っていないに等しいものでしかない。その交点で決まるとされる市場価格の値に関しては、何も言っていないからである。通常の場合には、需要の増大に対応して供給を増大させる生産条件（支配的生産条件、標準的生産条件）が存在し、市場価格が平均利潤以上の利潤が得られる価格となると供給量は増大し、市場価格は、その一定の供給量に対し需要量を調整するように変化（この場合は低下）し、その支配的生産条件の個別的生産価格、すなわち、市場生産価格に引きつけられることになる。上述の「教科書」の例に即していって、供給（曲）線の形状は、単純なる右上がりの線なのではなく、価格がゼロに近い点では供給量ゼロであるが故にある程度の価格になった時に始まり、価格が市場生産価格周辺になるとほぼ横に寝るのである。市場価格は、需要と供給の関係で決まるといっても——それ自体は正しい「真理」だが——、その真相は、市場価格の変動の重心（市場生産価格）は供給条件（標準的・支配的生産条件の個別的生産価格）が規定し、その場合の当該産業部門の資本配分量・供給量は、すなわち、市場価格が市場生産価格である場合のそれは、需要力が決めるのである⁽³³⁾。

当該地代論との関連で言おう。最劣等地に耕作の余地が無限にあり、それがタダでフリーに使用できるとすると、需要「力」がどれほど増大しても、市場価格は最劣等地IVの第一次投資の個別的生産価格（75円）となる。また、本稿で想定している需要「力」の下では、IVの内の100アールが耕作された時、供給量は10000kgとなり、市場価格は、その供給量に需要量を一致させるように変動し、75円となる。IVの第一次投資（支配的・標準的生産条件）が、自然的制

(33) 以上述べた点については、筆者の市場価値論（正確には市場生産価格論）、拙著『利潤論の展開』、時潮社、1990年、136～144頁、特に、141-2頁の註16）、を参照。また、前稿、21-22頁の註(9)も参照。

限性も「人為による」制限性もない生産条件、すなわち、市場調整的生産条件となりえているが故に、市場価格は市場生産価格（一般的生産価格）と一致するのである。だが、絶対地代が問題となる局面、土地所有者による「土地所有の（外的な）力」の発揮が問題となる局面、市場調整的生産条件がない局面になると、事態は異なってくる。市場調整の役割は市場価格が、その変動が担うことになり、市場価格の上昇とともに同じ需要「力」の下需要「量」は減少し、他方、市場価格の上昇とともに要求地代額を支払っても平均利潤が得られる土地面積が大となり供給量が増大するということを通じ、特定の市場価格で需要量と供給量とを一致させるように市場価格は変化（この場合は上昇）することになる。本稿の例でいうと、市場価格が75円から80円へと上昇することを通じて、需要量は10000kgから9600kgに減少し、また、市場価格が75円から80円にまで上昇することによって、IVの土地の内の地代要求額が低い土地に耕作が拡大することによって供給量は9200kgから9600kgへと増大するが故に、市場価格80円、IVでの超過利潤（絶対地代に転化すべき超過利潤）が1kg当たり5円となる点で、需要量と供給量は同じく9600kgとなるのである⁽³⁴⁾。

さて、大内氏の場合には、市場価格と需給関係との関連はいかに捉えられているのだろうか。大内氏は、『大内原論』地代論の最初、差額地代の第一形態を説く際、「1,216万トンという米の社会的需要」を想定し、最優等地A地が十分大量にあれば、市場価格はそのA地への第一次投資の個別的生産価格（1俵1.5万円）となり、A地には限界があり次の優等地Bが大量にあれば、市場価格はその個別的生産価格（1俵1.7万円）となる等々と述べている（515-6頁）。す

(34) 追加供給が自然的に制限されて不可能な場合、すなわち、日高氏の過渡的差額地代、私のいうところの特殊的差額地代の場合には、市場価格の上昇にもかかわらず供給の増大はなされないので、市場調整は市場価格の上昇故の需要量の減少という形でのみなされることがある。

(35) ここで、マルクスの「市場の胃の腑」という用語を

なわち、「1,216万トンという米の社会的需要」を価格との関連抜きに想定し、その需要量（1,216万トン）は、米の市場価格が1.5万円だろうと、1.7万円だろうと、（1.9万円だろうと）、2.1万円だろうと、変わらないとしているのである。同じ「社会的需要」（筆者の用語法では需要「力」）を想定したとしても、米に対する需要「量」は、市場価格が上昇するとともに通常は減少するものなのではなかろうか。米は生活必需品でありその「価格弾力性」は低いと言つていい。だが、米の「価格弾力性」はゼロだ、米がいくら高くなても小麦等の消費量が増え米の消費量が減るというようなことは生じないとは、けっして言えないだろう。「市場の胃の腑」（K. I, S.122）は、商品の特定使用価値量（ここでの例では、米1,216万トン）を入れる物理的容器ではない。マルクスのいうように、「需要の側に一定の社会的欲望の特定量があって、この欲望を充足するため市場におけるある財貨の一定分量が必要だ」というふうに見える。だが、この欲望の量的規定性はまったく弾力的であり動搖的である。欲望の固定性は仮象である。」（K. III, S.198）のであって、「市場の胃の腑」は、価格が高いとより少ない量を価格が低いとより多量を入れる社会的容器なのである⁽³⁵⁾。

勿論、大内氏は、市場価格と需給関係との関連につき、常に、社会的需要「量」は価格とは関係なく一定と考えている訳ではない。上述の部分は、優等地の自然的制限性（大内氏の表現では「（優等地）は「制限された自然」であって、資本が自由に拡大しうるものではない。」ということ、『大内原論』、515頁）を誰にでもわかる形で明示的に言おうとしたが故に、思わず陥ったミスと捉えることができるだろう。だ

使用したが、それは、マルクスの「市場の胃の腑論」を正しいとしてそうした訳ではない。マルクスの「市場の胃の腑論」には、特定商品の生産への社会的労働の配分の過不足によって、あたかも商品を生産するのに必要な社会的必要労働時間、または、商品の価値自体の訂正・修正がなされるかのような叙述があるが、それは支持しうるものではないからである。

が、このミスを意識することなく同じ発想に立って絶対地代を問題にすると、通説的絶対地代論を結果することになる。以下、詳論しよう。

大内氏は、絶対地代論の展開を「ここでは米の需要が1,566万トン以上に増大し」という叙述から開始している（578頁）。筆者ならば、米の需要が（米に対する需要「力」が）市場価格1俵当たり2.18万円で需要量1,566万トンであるような需要「力」以上に増大し、というだろうところを、価格との関連抜きに米に対する需要量は1,566万トン以上（例えば、 $1,566 + \alpha$ 万トン、以下、 β トンと略記する）と想定しているのである。そして、「その場合にはより劣等の、今まで耕作圏外にあったE地の少なくとも一部が耕作圏に導入されなければならぬ。」（同上）として、最劣等地（E地）での土地所有の作用を問題にした絶対地代成立論を展開している。価格との関連抜きに米 β トンという社会的需要「量」があると前提され、その社会的需要「量」を充たすだけの量の供給が必要だと想定されると、以下の展開（本節〔3〕項で述べた展開）が必然化することになる。大内引用Dの(4)の「まさに耕作圏に入る、その土地部分」からの供給が、その米 β トンという需要を充たすには必要だとすると、そこからの供給がなされても「市場価格は低下」はしない、そして、そこからの供給は、その価格がどうであろうと米 β トンという社会的需要「量」を満たすためには必要であるが故に、その土地が γ 円の地代を支払わない限り使用できないとしたら、市場価格はその地代を含んだ額になる、という展開が必然化することになる。

日高氏の場合には、どうなっているのだろうか。日高氏は、『日高原論』絶対地代論冒頭パラグラフで次のように言っている（但し、(1)等の文番号は青才の挿入）。

引用E 「(1)もし土地所有がなければ75円の価格で、第四級地の内30%が耕作されれば満たされるような需要の大きさがあるとしよう。(2)ところが第四級地の土地所有者が例えば1アール当たり40円の地代を要求するものとし、1アーチル8キロの小麦が生産できるとすれば、1キロの小麦は5円高くなる。(3)このため第四級地のうち30%耕作されるはずのものが、20%しか耕作されないことになる。(4)供給が制限されて需要が満たされないので市場価格は5円だけつり上げられ、これが絶対地代として支払われるのである。」と（206-7頁、また、同様の趣旨のことと述べた、『地代論研究』、422頁も参照）。

(1)の強調符を付した「75円の価格で」という限定に注意。その限定を考慮すると、ここで日高氏が言っている「需要の大きさ」とは、価格が変わると需要量も変わる筆者の「需要力」と同義となる。そして、(3)の強調符を付した「このため」は、文法的には「1キロの小麦（が）5円高くなる」ため、とも読めるが、参考を求めた『地代論研究』、422頁では、「もしタダなら30%耕作されてしかるべき土地が20%しか耕作されなければ、需要はみたされないから、市場価格はそこの〔最劣等地の〕生産物の個別的生産価格よりも高いところにとどまるであろう。」と言っていることから、少なくとも日高氏の真意では、この「このため」は、「第四級地の土地所有者が例えば1アール当たり40円の地代を要求する」ため、という意味である。この点を考慮し、また、この『日高原論』の叙述のままで——次項で問題にするように、第四級地の土地所有者の地代要求を一律同額40円と想定すると、そう誤解されても仕方のない面を持つのだが、それはともあれ——、(2)の強調符を付した「すれば」という表現との関連で「地代要求額だけの市場価格つり上げ」を主張しているという誤解を誘発する面もあるので、上掲の『地代論研究』での叙述を参考として、引用Eの(2)～(5)の叙述の順序を入れ換えると、日高氏は次のように言っていることになる。「ところが第四級地の土地所有者が例えば1アール当たり40円の地代を要求するものと」すると、「このため第四級地のうち30%耕作されるはずのものが、20%しか耕作されないことにな」り、「供給が制限されて需要が満たされないので」「1アール8キロの小麦が生産できるとすれば、

1キロの小麦は5円高くなる。」「市場価格は5円だけつり上げられる。」「これが絶対地代として支払われるのである。」と。元々の引用Eでもそうだが、それに訂正を加えた論述によればなお一層明確に、日高氏は、市場価格は需給関係によって決まるしかなく、同じ「需要の大きさ」(需要力)の下、供給量が、IVの30%が耕作された場合には、市場価格は75円、IVの20%しか耕作されない場合には、80円となるといっているのである。

また、前〔3〕項でも伏線として述べたことだが、大内説の解釈の際に用いた「需要を充たす」という表現の意味内容と、この引用E(4)の「需要が満たされない」という場合のその意味内容との相違にも注意されたい。売買が成立している場面だけを取れば、常に、購買量=販売量であり、そこでは、需要量と供給量とは一致する。市場価格は、直接には、その値において市場での需要量と供給量とを一致させるような価格であるからである。とすれば、すなわち、需給状態がどうであろうと市場価格が「需給一致」点を示すとすれば、市場価格で需給は一致すると言っても何も言っていないに等しいことになる。そして、意味のある「需給一致」とは、支配的・標準的生産条件の下での個別的生産価格(=「市場価格を規制する市場生産価格」)での供給量と、その市場生産価格での「需要量との一致」を意味することになる(参照、前掲『利潤論の展開』、141-2頁)。その点を踏まえると、日高引用E(4)の「需要が満たされない」ということの意味は、IVの20%が耕作されただけでは、その供給量は、市場生産価格(75円)での需要量を「満たしえない」、すなわち、IVの30%が耕作された時の供給量(=需要量)よりも少ない、という点にあることになる。それに対し、大内説の解釈の際に述べた「需要を充たす」という場合には、価格との関連を抜きにして社会的需要量なるものがあるとし、供給量がそれと一致している時、それを、「需要を充たす」といっていることとなる。

大内氏は、『大内原論』(588頁)で、上記で

参照を求めた『地代論研究』(422頁)の内容を、次のように、要約している。「もしE地((日高)教授の設例では第四級地)が無償であるばあいには、その30%が耕作されることによって需給がバランスするとする。しかし、E地のどの部分も無償ではないため価格が上昇し、その20%が耕作されるところで(いいかえれば絶対地代を含むより高い価格で)需給が均衡したとする。」と。この要約自体は、批判的含意を込めたものではなく、また、「E地」という大内氏自身の土地種類の名称を用いていることから言っても、自説を日高氏の叙述の要約という形で述べたものとも考えられる。すると、大内氏は、ここでは、「30%が耕作される」場合には、米の市場価格が1俵2.4万円で「需給がバランス」し、「20%が耕作される」場合には、米の市場価格が2.46万円という「より高い価格で」「需給が均衡」するということを、言っていることになる。すなわち、価格の変化とともに、需給均衡という場合の需要量(それは、同時に供給量もある)が変化することを、認めていることになる。だが、それは、大内絶対地代論の背後にあると思われる社会的需要「量」一定という想定とは、異なるもの・対立するものである。大内氏は、この日高氏の叙述を、当然のこと・何の疑問もないものとして、要約している。市場価格は需給関係できる、または、同じことだが、市場価格の変動を通じて(市場における)需給均衡が実現される、ということは、否定されるべくもない「真理」だからである。とすれば、このことを認めるとすれば、大内氏も、「土地所有は直接に生産物の市場価格を上昇させる力をもっていない。……かれ(または土地所有者)がなしうることは只一つ、土地を貸さないということだけである」(『地代論研究』、411頁)という日高氏の規定を、認めざるをえないのではなかろうか。

これまで、筆者は、市場価格は需給関係で決まる、市場価格は市場における需要量と供給量とを一致させるような価格である、ということを述べてきた。そして、絶対地代が問題となる

場合の市場価格も、要求地代額の参加によって一般的生産価格以上に押し上げられたものではなく、「土地を貸さない」という「土地所有の外的な力」の発揮によって変化した需給関係に規定されたものである、ということを明らかにしてきた。すると、大内氏が引用D(1)の前半で引用している日高氏の規定、「大内氏は優等地の得る地代増加分を個別の生産価格にたいする市場価格の超過分として与えられるというが〔だから、それは差額地代だというが……青才〕、そのようにして与えられるのは優等地の地代増加分ばかりではない。絶対地代として最劣等地の耕作部分が得るもの自身が、個別の生産価格に対する市場価格の増加分として与えられるのである。」（『地代論研究』、430頁）という規定は、正しいこととなる。そして、そもそも地代というものが、市場価格－個別の生産価格、なのであり、さらに、絶対地代が、（土地所有の力によって上昇した）市場価格－最劣等投資の個別の生産価格（一般的生産価格）と規定されるとしたら、こと差額地代を、市場価格－個別の生産価格、と規定することはできなくなる。とすれば、差額地代の規定をその原義、すなわち、諸投資の生産性の「差」・個別の生産価格間の「差額」という原義に返すしかないことになるだろう。「（一般的）差額地代それ自体は、最劣等条件の個別の生産価格（＝一般的生産価格）と優等条件の個別の生産価格との差額と規定されるべきであり、市場価格と個別の生産価格との差額という規定は、（自然的制限性も「人為による」制限性もない場合にはたまたまそうなるが、）市場価格＝一般的生産価格である場合に成立する追加規定である」（前稿、15頁）。

〔6〕市場価格は需給関係で決まる。絶対地代の場合もそうであり、地代要求額そのものは直接に市場価格を規定するのではなく、特定額以上の地代を要求している土地は借りられないままであるから、それだけ、耕作制限・投資制限・供給制限がなされるという形で、供給量を変え、それを通じて間接的に市場価格に影響を

与えるだけである。言い換れば、耕作圏に入るか入らないか、または、入れるか入れないかを分かつのは、要求地代額の高さにあるが、それも、特定額以下・以上（本稿の例では、最劣等地IVの場合、40円以下・以上）という点でのみ問題となるのであって（実際にはよく起こるであろう、借手の主観的判断等の理由で同じ等級の土地の内高い地代の土地が借りられ低い地代の土地が借りられない等の例は除こう）、耕作圏に入る限りは、その「耕作圏に入った……土地がどういう地代要求をしているかはどうでもいい」のである（前稿、31頁。34頁も参照）。すると、耕作圏に入った土地の要求地代額＝契約地代額＝取得地代額と絶対地代額とのズレという問題が必然的に生じてくることになる。以下、この問題、実際の地代と地代に転化すべき超過利潤との概念的区分という問題の検討を行うことしよう。

通説的絶対地代論では、要求地代額（1kg当たり5円）だけ市場価格は押し上げられる、その押し上げられた額、すなわち、市場価格（80円）と一般的生産価格（75円＝最劣等条件の個別の生産価格）との差額が絶対地代になる、とされていた。それ故に、通説的絶対地代論の場合には、要求地代額（実際の地代額）は、市場価格－生産価格、すなわち、「絶対地代に転化すべき超過利潤」と同額である、いや、それ以上に、同額でなければならない、という論理構造を持っていた。だが、通説的絶対地代論を排し、絶対地代で問題となる土地所有の作用とは、 χ 円未満の地代では耕作を許さない「土地を貸さない」ということであり、市場価格はその結果としての需給関係の変化から上昇するのであるという見解に立てば、「実際の地代」と「地代に転化すべき超過利潤」との一一致は、たまたま偶然に成立することはありうるとしても、なんら、絶対地代成立論の要件をなすものではないことになる。

そもそも、前稿（15頁、註(2)）でも言ったことだが、実際の契約地代額は、地代に転化すべき超過利潤額、その根拠が資本の側にはなく、

土地または土地所有にある場合の超過利潤額と、実際にはずれる⁽³⁶⁾。契約地代額は、貸手と借手双方の予想に基づくものであるが故に市場関係で決まる超過利潤額とぴったり一致することは偶然の他はありません、また、借地期間が終わるまでの間契約地代額は固定されるのに、その間も市況は動くからである。この「実際の地代」と「地代に転化すべき超過利潤」とのズレは、一般商品の売買において常に生産価格どおりでの売買を想定する必要もないし、また、想定もできないのと同様に、常に当然のこととして生ずる問題なのである。

そして、生産物の市場価格が需給関係で決まるという基本的論点を踏まえるならば、需要「力」一定の下では、市場価格を規定するのは、耕作面積・投資量等によって決まる供給量なのであって、その供給がなされる土地の実際の契約地代額がどうであろうと市場価格は変わらない。また、諸投資の個別の生産価格も、そこで要求される地代額とは関係しない。とすれば、市場価格も個別の生産価格も実際の契約地代額と直接の関連を持たないとすれば、市場価格一個別の生産価格、すなわち、地代に転化すべき超過利潤は、実際の契約地代額がそれとどうズレようと思影響を受けないのであり、ただ、そのズレだけ、借地資本家が土の超過利潤を取得するということになる。その意味では、「実際の地代」ではなく、「地代に転化すべき超過利潤」の方こそを、いわゆる地代表における地代⁽³⁷⁾の方こそを、(勝義の) 地代と呼ぶべきだろう。勿論、その土の超過利潤の存在は、

次の借地契約の更新の際には問題となる。だが、そのことは、「実際の地代額」は、契約更新の繰り返しを通じて、「地代に転化すべき超過利潤額」になる傾向性(ベクトル)を有するということを意味することになるのであって、「実際の地代」ではなく、「地代に転化すべき超過利潤」、すなわち、いわゆる地代表における地代をこそ、地代と呼ぶべきである、という拙論(前稿、15頁の註(2)、30頁の註(3)、34頁の註(4)等、参照)の正しさを補強・証明するものである。すなわち、本稿の例で言えば、最劣等地IVの内10円で耕作を許した土地所有者の土地には、彼自身は実際には10円しか地代を得ていないにもかかわらず、40円の絶対地代が生ずる、と言つてよいことになるのである。

日高氏は、通説的絶対地代論ではないにもかかわらず、正確にはそれを初めて批判した当人その人でありながら、なお、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」でなければならないと考えている。一方では、本節〔4〕項でも述べたように、「数多い(ときましたわけではないが)第四級地の土地所有者がすべて一様にエーカー四シリングを要求することは偶然のほかは考えられない」(『地代論研究』、400頁)という叙述に見られるように、事実問題としては、同じ等級の土地でも地代要求はばらつかざるをえないということを正しく指摘しながらも、絶対地代成立機構を説く段になると、それと矛盾し、「とはいえ最劣等地の一部分の耕作拒否の原因となるものは、上例でいえば第四級地が新しく耕作にはいるにさいしてどの部分も1ア-

(36) この点は、従来からも多かれ少なかれ気づかれていた。例えば、綿谷赳夫氏は、その点を「差額地代——厳密には差額地代に転化すべき「潜勢的地代」としての超過利潤——」(前掲「地代論の展開と土地所有」、302頁)と表現している。

(37) 斎藤仁氏の「地代論についての覚書——絶対地代論を中心——」(東京農大『オホーツク産業経営論集』、1998年5月)での「地代論の地代表の地代額」(6頁)という用語法を採用し、「地代に転化すべき超過利潤」を「地代表における地代(額)」と表現することにする。

(38) 筆者は、前稿55-6頁、註(3)で、日高氏は、『地代論研究』(1962年)においては地代要求のバラツキを認めて

いた、という点と、本文で引用した地代要求一律同額という叙述、及び、「その後過渡の差額地代に吸収されていたもの」という叙述は、全訂『経済原論』(1974年)ではなく、「改訂」『経済原論』(1983年)で新たに加筆されたもの(それぞれ、208頁、211頁)であるということから、絶対地代は「過渡的差額地代」が成立するまでの間「過渡的」にのみ成立するという日高氏の絶対地代規定は、『(改訂)経済原論』で新たに説かれたものとした。だが、それは、『地代論研究』ですでに説かれていたものであった(401、427頁)。その点は誤りであり、訂正しておく。

ル当たり40円を要求するということなのであるが」（『日高原論』、208頁）という叙述⁽³⁸⁾に見られるように、最劣等地一律同額の地代という想定をしたのも、このため、すなわち、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」でなければならぬ、と考えたが故であろう⁽³⁹⁾。確かに、通説的絶対地代論の場合には、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」でなければならない。両者間にズレがあるとしたら、それは、要求地代額だけ市場価格が上昇するという自説を否定する「難点」となる。だが、それを批判する日高氏にとっては、それは何ら難点とはならない。日高絶対地代成立論においての必要条件は、地代要求の故に、それがなかったならば30%耕作されたのに20%しか耕作されないとすることのみである。そして、市場価格は80円、最劣等地の個別的生産価格は75円なのだから、耕作された土地の実際の地代額は1アール40円以下、耕作されなかつた土地の地代要求額は40円以上ということのみである。実際の地代額（耕作圏に入った土地の契約地代額）は、40円以下である限り、いかなる値でも、絶対地代の根拠論に齟齬することではあるが、たとえゼロ円でも、市場価格は80円となり、絶対地代に転化すべき超過利潤、地代表における最劣等地IVの絶対地代額は、1アール当たり40円となるのである。日高氏が、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」としなければならない理由は皆無と言わざるをえない。日高氏は、同一等級の土地の複数の土地所有者の地代要求それ自体を考察した場合には、地代要求のバラツキを当然のこととして認めながら、他方、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」とするために、意図的に最劣等地の地代を一律同額40円と想定したと考えられるが、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」としなければならない理由が皆無とすれば、同時に、日高氏が最劣等地の地代要求を一律同額と想定

しなければならない理由もまた皆無と言わざるをえない。

我々の批判は、その必要がないのに、日高氏は、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」とし、また、最劣等地の地代要求を一律同額と想定している、という点に留まる訳ではない。問題は、必要がないのにそうしたことが、通説的絶対地代論と日高絶対地代成立論との分岐を曖昧にしているという点にある。その理論内容においては異なるにもかかわらず、「実際の地代額」＝「地代表の地代額」とする限り、市場価格は、要求地代額+一般的生産価格、となるしかなく、結果としては、または、数値上は、要求地代額分だけの市場価格の押し上げ、という通説的絶対地代論と同一の事態が生じてしまうことになり、その結果、内容の相違を見ない諸論者にとって、両説の本質的相違は明示的とはならない、からである。「実際の地代額」＝「地代表の地代額」、という「ドグマ」から脱し、地代要求のバラツキを理論の内に構成的なものとして入れるならば、耕作圏に入る最劣等地の地代要求は様々にバラツイテいることとなるが故に、耕作圏に入る土地が要求する地代分だけ市場価格は押し上げられるという通説的絶対地代論は、その最後の論拠を失うことになるだろう。そして、それが謬見であることは誰の目にも明らかになるだろう。

日高氏は、「同一等級一経営単位」のドグマ批判との関連において、最劣等地が一経営単位であって、それが貸し出されてもなおかつ市場価格が生産価格以上である場合には、過渡的差額地代が成立するといっている（『地代論研究』、415、418、420、423頁参照）。そして、その他他の論点との交錯のため、そのものズバリという叙述はないが、日高氏がそこで実質的にいっていることは（以下、文脈を無視しての作為的誤引を含む）、一経営単位しかない最劣等地が

(38) 日高氏が、最劣等地の要求地代額を一律同額と想定したもう一つの理由は、絶対地代が成立している場合にも、最劣等条件（最劣等地IVの第一次投資）を、市場調整的生産条件として設定しようとしたからである

と考えられる。その点の批判、むしろ、絶対地代が成立しているような場面では、市場調整的生産条件はない、と考えるべきだという点については、前稿34頁、註(1)を参照。

「タダで耕作されていたとしても」、需給関係から、「市場価格は上昇し超過利潤が成立する」とすると、その超過利潤は「過渡的差額地代となる」、ということなのではなかろうか。すなわち、「タダで耕作され」た（実際の地代はゼロ）としても、その最劣等地に生ずる超過利潤、地代表の地代は、「過渡的差額地代となる」のではなかろうか。大内氏の論述に即しても同様のことと言える。大内氏は、例えば、「優等地の地代は、穀物の市場価格が限界地の絶対地代の作用により高い水準になったことの反射として増加するが、それは優等地の土地所有とは何の関係もない」（『大内原論』、595頁）と言う。この叙述における「地代」は、実際の地代、優等地における契約地代額ではない。優等地は、大内氏の場合、既耕作地なのであって、そこでの実際の地代は、その土地の借地契約成立時点での地代であり、「穀物の市場価格が……高い水準になった」時点におけるそれではないからである。すると、その優等地の「地代」は、優等地における「地代に転化すべき超過利潤」、実際の契約地代額と相違するそれでしかないのであろう。総じて、上述の二つの例でも分かるように、「契約地代」と「地代表の地代」とは、現実にも相違するが、地代論展開上も相違すると考えざるをえないのである。

この「実際の地代」と「地代に転化すべき超過利潤」との相違という点を踏まえると、新たな地平が見えてくる。日高氏は、「絶対地代を生じさせるためには、土地所有は耕作を許してはならず、同時に許さねばならない。このパラドクスをどうやって解きうるのか。許し、かつ許さないということは不可能だ。確かにそのとおり不可能だ、許し、かつ許さないのがたった一つの土地であるとすれば。」（『地代論研究』、420-1頁）と問題を提起し、そのパラドクスを、最劣等地の土地は「一経営単位」ではないという形で、その一部が「耕作を許し」、他の部分が「許さない」という形で解こうとする。この、土地所有の力のパラドクス論は、通説的絶対地代論と区別される日高絶対地代論を誕生せしめ

た論点であり、画期的意味を持つものである。だが、その「パラドクス」は、要求地代額=地代表における地代額、という「ドグマ」から脱するならば、必ずしも、「一等級一経営単位のドグマ」批判という形でのみ解かれる必要はない。例えば、最劣等地（IV）の土地が一経営単位しかないと想定しよう。そして、その一経営単位であるIVからの供給があれば「需要を満たし」市場価格は75円になるとした場合に、そのIVが1kg当たり5円超（例えば6円）の地代を要求して耕作を拒否しその結果市場価格が生産価格以上の値（80円）となったとしよう。その場合、優等地には地代の増分が生ずるが、それは、絶対地代ではないのだろうか。優等地には、1kg当たり5円の地代の増分があり、それは、耕作拒否をしているIVの地代要求額（1kg当たり6円）とは異なる値だが、日高絶対地代成立論から言えば、それも、絶対地代と言わざるをえないだろう。

大内引用D(1)でも引用されているが、日高氏は、「〔大内氏のように〕最劣等地と優等地とを二本立て考えるべきではないに、最劣等地未耕部分と最劣等地優等地の耕地を二本立て考えるべきであろう。」という（『地代論研究』、430頁）。だが、日高氏の「土地所有の力のパラドクス」は、最劣等地内部で解かれる必要はなく、絶対地代が成立するには、「耕作を許さない」土地・絶対地代を生じさせている土地と、「耕作を許す」土地・絶対地代が成立している土地とがあれば、解けるのである。日高氏の言うように「二本立てを考えるべき」だが、その二本立ては、日高氏と異なり、優等地・最劣等地を問わず「耕作を許さない」土地と、優等地・最劣等地を問わず「耕作を許す」土地との「二本立てを考えるべき」なのである。最劣等地がすべて耕作されているとしても、優等地が耕作拒否をしている場合には絶対地代は成立し、また、最劣等地がすべて耕作拒否をしている場合（一経営単位でそれが耕作拒否をしている場合、及び、一経営単位ではないが何らかの事情でそのすべてが耕作拒否をしている場合）にも、優等地に

絶対地代は成立するからである。

もう一つ、「実際の契約地代」と「地代に転化すべき超過利潤」との概念的区別を踏まえると言えることを見てみよう。多くの論者は、日高氏の過渡的差額地代の概念、筆者の用語法では特殊的差額地代の概念を、認めていない。そして、その理由を、「地代」は、その時々の需給関係によって変動するような市場価格・超過利潤を反映して決まるものではなく、ある程度、恒常的・長期的・平均的なそれを反映して決まる、それ故に、過渡的な「超過利潤」は文字通り「過渡的」であり「地代」化しない、という点に求めている。その場合、「地代」とは、実際の契約地代であると捉えられている。だが、勝義の地代とは、地代論において問題となる地代とは、その契約地代額の方ではなく、地代に転化すべき超過利潤の方だということが明確になれば、特殊的差額地代——市場調整的生産条件が移動する「過渡」にのみ成立する過渡的差額地代をその一つとして含んだそれは、最劣等条件に自然的制限性も人為による制限性もない場合に成立する一般的差額地代、個別的な「土地所有の外的な力」の発揮という「人為による制限性」によって成立する絶対地代、独占的な「土地所有の力」の発揮という「人為的制限性」によって成立する独占地代、とその成立根拠を異にする地代、すなわち、人為による制限性はないにもかかわらず自然的制限性の故に成立する地代であるが故に、独自の概念としてその存在意義を認められることになるだろう。

補論Ⅱ 投資単位の問題に関連して

本論文では、全ての土地への1アール当たりの第一次投資の額を同額の500円と想定し、また、追加投資の額も同額500円と想定してきた。だが、前稿20頁でも述べたように、それは、「全く便宜的なもの、……計算の簡単化のための便宜的想定」であり、一般的には、そうはなりえない。以下、誤った結論に至らないために、投資単位の問題に関連し、若干のことを述べて

おこう。

[1] 筆者は、前稿16頁の註(3)で次のように述べた。「収穫遞減の法則」、資本投下量の増大とともに収穫（資本の限界生産力）は遞減するということは、特定の資本投下量以後にはそうなるという意味であろうと成立しない。新古典派経済学は、自己の理論を守るためにそう想定しているが、彼ら自身も多かれ少なかれ意識しているように、それは非現実的な想定である。（本稿で想定している）「追加投資に関する収穫遞減」の想定は、それと似て非なるもので、まず最初に最も生産性が高い投資（最適投資である第一次投資）をした後に、次に投資（追加投資）をするとすれば、それは、必ず最初の最適投資である第一次投資よりも生産性が低いという、至極当たり前の想定である。」と。まずは、この叙述について敷衍しておこう。

ある土地（以下A地と呼ぶ）を例にとり、横軸（x軸）は資本投下量、縦軸（y軸）はその資本投下量で可能な最も生産性が高い生産方法（技術、生産手段・労働力等の組合せ）を採用した場合の産出量の増分とする。いわゆる「収穫遞減の法則」を想定すると、通常、その $y = f(x)$ のグラフは、一つの山があるだけの曲線、特定の資本投下量以後は減少関数となる曲線となる。だが、我々の場合には、 $f(x)$ は、現実がそうであることを反映し、山が幾つあろうと、変曲点が幾つあろうとかまわない。例えば、第一の山は牛を使った農耕、第二の山は馬を使ったそれ、第三の山は耕運機を使ったそれ、第四の山はコンバインを使ったそれ、等々。

このA地を使用する資本家は、まず最初に投資（=耕作=第一次投資）をする際、最も生産性が高い投資、投下資本当たりの収穫が最大の投資、個別の生産価格が最も低い投資をする。その最適資本量が a 円であるとすると、彼がそもそもどの量の投資が最も最適かを知らない場合、彼の所有（または調達可能）資本量がその額に達しない場合、かれが使用する土地がその最適資本量を投下するには狭小すぎる場合等を除いて、 a 円の投資をするであろう。そして、

次に、追加投資（この場合には第二次投資）をする場合には、彼は、マルクス方式に則り (?)、 $x = b$ で、（資本投下量が x の場合の産出量 - 資本投下量が a である場合の産出量）÷ $(x-a)$ 、が最大となるとすると、 $(b-a)$ 円の投資をするであろう⁽⁴⁰⁾。

このことは、様々な含意を持つ。まず、第一に、A 地の資本家の実際の投下資本量は、 a 円・ b 円等であって、ゼロから a 円未満、 a 円超から b 円未満等の額での資本投下がなされることは、純粹に経済合理的な行動を想定する場合にはありえないということになる。すると、現実の資本投下量と産出量の関係は、連続的な線で描けるようなものではなく、実際に可能な資本投下量上に産出量の点が存在するだけの不連続な点の移動という形を取ることになる。この点においては、前稿 (53-54 頁) で、A. エマニエルの見解、「土地の生産性が完全に連続的」という「近代限界学派」の想定に対する批判⁽⁴¹⁾を検討したが、その場合の「土地の生産性が完全に連続的」ということの意味が、数億箇所もあるかも知れない「土地の生産性」の問題ではなく、同一の土地への投資の生産性の問題だとすると、エマニエルの指摘は正しいということになる⁽⁴²⁾。また、特定の資本投下量以後は「収穫は（連続的に）通減する」という新古典派ミクロ理論的な想定をすると、第一次投資以後はその時々の市場価格 = 個別的生産価格の投資がありうることとなり、結局のところ、差額地代の第一形態と差額地代の第二形態との区別は意味のないものとなるが⁽⁴³⁾、実際の投資量は不連続とならざるをえないという点を踏

(40) 筆者も以前そう考えたことがあるが、最適な第一次投資量は、 $\int_0^x f(x)dx \div x$ が最大値を取るような a 、最適な第二次投資量は、 $x = b$ で、 $\int_a^x f(x)dx \div (x-a)$ が最大値を取るとした場合の、 $b-a$ 、とはならない。本文での例に即して言うと、馬を使った耕作は牛を使った耕作の排除を意味することもあるが故に、資本投下量 a 円での総産出量は、投下資本量ゼロから a 円までの産出量の増分の累積・積分 ($\int_0^a f(x)dx$) とは一致しないからである。

(41) 参照、A. Emmanuel, "Unequal Exchange", Monthly Review, 1972, pp.220-1

まえるとそれは言えないことになる。すると、前稿では、「(資本投下量の増大に伴う) 収穫通減の法則」に対置して、我々の想定を「追加投資に関する収穫通減」の想定と呼んだが、「通減」という言葉に次第に減少というニュアンスがあることを考える時、我々の想定は、より正確には「追加投資に関する収穫低減」の想定と表現すべきだということになる。

[2] 大内氏も言うように、「第一次投資も、そのときの技術の要求する適量の資本であると考えるのが当然であろう。」(『地代と土地所有』, 81 頁) ということになると、その第一次投資の額は、それが投下される土地ごとに相違することになる。水はけがよい悪い等の土地の性質の相違によって最適技術・最適資本量は相違し、それがたとえ同じとしてもその土地の「位置」によって生産手段・生産物の輸送費用は異なるをえないからである。また、追加投資の額も、例えば、「第二次投資とは最初の最適投資に追加投資をする場合の次の最適投資なので」、土地ごとに相違し、また、「その額が第一次投資の量と同額になる必然性は全くない。」(前稿, 20 頁)。この点に対し、地代表で問題にされる投資単位の量は、「按分比例的に等しい諸部分、例えば各資本中の 100 ポンド・スターリング」(K. III, S.662) だという反論が予想される。確かに、面積に関しては、その時の技術が要求する最低の使用面積以下の面積単位当たりに収穫量を還元し、例えば、1 アール当たりの収穫量を問題にすることは可能であり、また、地代が問題になる限りそうすべきである。だが、日高氏が詳細に説いたように (参照、『地代論研

(42) 同一の土地への生産性が非連続だとしても、前稿 54 頁でも述べたように、数億箇所もあるかも知れない土地への、且つ、それぞれに複数個あるかも知れない投資の全体を取ると、その諸投資の間の生産性格差は、極小と考えざるをえない。この点を考えると、既耕作地への追加投資によって絶対地代の上限が与えられるとする絶対地代論を主張する諸論者は、事実上、絶対地代の存立不可能性を語っていることになる。

(43) この叙述は、東大大学院生岡田徹太郎氏の指摘に因る。

究』、31-50頁），収穫量の同一面積・同一資本量への還元は不可能であり、例えば、1アール当たり、且つ、投下資本量500円当たりの収穫量の比較は、経済学的には意味のないものとなる。とすれば、土地及び投資の生産性は、商品一個当たりの費用、または、個別的生産価格によって比較されるしかないことになる。

投資単位は土地ごとに異なり、投資の生産性は個別的生産価格によって比較されるということは、優等地とは劣等地とは何かという点に関し、反省を迫ることになる。例えば、A地（最初の最適投資量が1アール当たり10000円、小麦収穫量160kg、その1kg当たりの個別的生産価格75円）と、B地（最初の最適投資量500円、収穫量10kg、個別的生産価格60円）とがあり、現在の小麦の市場価格が1kg当たり80円だと仮定しよう。その場合、土地所有者の側からは、彼にとって問題となるのは面積当たりの地代額であるので、地代額が大きいA地の方が優等であるかのように見えることになる（A地の地代 = (市場価格80円 - 個別的生産価格75円) × 収穫量160kg = 800円、B地の地代 = (80 - 60) × 10 = 200円）。従来の地代論の展開においては、「便宜的想定」ということを意識している論者も含めてだが、1アール当たりの第一次投資量を同額と想定しているが故に、1アール当たり収穫量の高低が個別的生産価格の低高に対応し、それが、また、超過利潤額の高低・地代額の高低に対応するので、地代額が高いほどその土地は優等な土地であるといつても誤りという訳ではなかった。だが、第一次投資は同額とは限らないという点を考慮すると、そうは言えない。地代額の高低には関係なく、個別的生

産価格が低い土地、すなわち、B地の方が優等と規定されるべきである。

問題は、土地所有者の側から見ると、地代額の高低が土地の優劣の基準となるのに対し、資本家の側から見ると、個別的生産価格の低高が土地の優劣の基準となり、両者の間にはズレがある、という点にある訳ではない。上述の例の場合、もし超過利潤が全て地代として徴収されると仮定すると、資本家にとっては、A地でもB地でも平均利潤が得られるのみであり、両者の間に優劣はない⁽⁴⁴⁾。また、地代ではなく超過利潤は資本家が全て取得するという仮定をした場合にも、利潤率が（超過利潤率も）高いB地への第一次投資と超過利潤額が大であるA地への第一次投資との比較において、前者の方が優等とばかりはいえない。なぜなら、他の部門に資本投下をしても平均利潤しか得られないすれば、自己の資本量全体の利潤率の上昇を追求する限り、超過利潤額最大こそが資本の求めるものだととも考えうるからである。

問題は、経済的には、それ故に経済学的にも、土地及び投資の生産性は商品一個当たりの個別的生産価格によって判断されるしかない、という点にある。上述の例の場合、市場価格が80円の場合には、地代額が大であるA地の方が「優等地」のように見える。だが、需要の減少から市場価格が75円になると、B地の地代は1アール当たり200円から150円に減少するだけだが、A地の地代はゼロとなる⁽⁴⁵⁾。その場合には、B地の方が地代大となり、土地所有者にとっても、B地の方が優等な土地と見なされるだろう。需要の変動それ自体が土地及び投資の優劣を変化させることはありえないが故に、地代額の高

(44) この点は、東大大学院生勝村務氏の指摘に依る。

(45) 土地所有者の側からは、地代額が大である土地の方が「優等地」と見える。単に見えるというにとどまらず、面積当たり最大の地代を追求する土地所有者にとっては、そうであるしかない。とすると、この土地所有者の行動が実際の地代成立機構に影響を与えるということもありうることになる。例えば、市場価格が80円の時、隣のB地の地代額200円よりも高額の地代（800円）を得ていたA地の土地所有者は、B地よりも

A地の方が優等だ、地代が高くて当然だと思うだろう。そして、市場価格が75円に下落した際にも、「優等地」Aの地代は、隣の「劣等地」であるB地の地代（差額地代分150円）よりも高くて当然だと思い行動することだろう。その場合には、借地契約の更新の際、差額地代はゼロであるにもかかわらずB地の地代以上の地代を要求し、その結果誰にも借りられないままとなり、絶対地代を成立させる「土地所有の外的な力」を期せずして発揮することになるだろう。

低にかかわりなく、個別の生産価格によって、その生産性は判定されると考えるしかないのである。

今まで、異なる土地への第一次投資間の比較のみを問題とした。追加投資の問題をも考慮すると、問題の所在がよりはっきりする。追加投資（例えば、第二次投資）の生産性も当然のことながら土地ごとに相違する。そして、その第二次投資の生産性の高低が、第一次投資のそれと対応するという必然性は全くない。通常の地代論の展開においては、第一次投資の生産性が高い土地が同時に第二次投資の生産性も高いと想定されている場合が多いが、そうしている諸論者においても、必然的にそうなると想定している訳ではない。とすると、その個別の生産価格が市場価格以下の投資が全てなされている状態において、その第一次投資の生産性が全ての投資の中で最高であった土地の地代が、他の

土地の地代より小ということは当然ありうることになる。この点は、たとえ、全ての土地への第一次投資の額は同じで、また、追加投資の額も同じだという「便宜的想定」をした場合にも、同様に言えることである。総じて、地代額の高低という指標は、土地及び投資の優劣を示すものではないのである。

上述したこと踏まえると、我々は、以下のように言わざるをえないだろう。通常使用されている優等地・劣等地という表現は、単に第一次投資の生産性の優劣を表現するものでしかない、とすれば、生産条件の優劣・投資の優劣ということはいいうとしても、土地の優劣・土地の等級、という用語は誤解を招きやすいものでしかない、それ故に、優等地・劣等地等の用語も誤解を避けるためには使用しないに如くはない、と。